

五 その他必要と認める施設

第二十四条を次のように改める。

(権利の保護等)

第二十四条 消防団員等公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 租税その他の公課は、消防団員等公務災害

補償及び消防団員等福祉施設に關しこの法律

又は市町村の条例若しくは水害予防組合の組合会の議決により支給を受けた金品を標準と

して、課することができない。

附則第十条に次の二項を加える。

2 市町村長又は水害予防組合の管理者は、当分の間、基金の業務の遂行のため必要があると認めるときは、その所屬の職員をして基金の業務に従事させ、又はその使用する施設（土地を含む。）を無償で基金の利用に供することができる。

1 附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定（同

条第二項及び第三項の規定として加える部分に限る。）並びに第四十四条及び第四十五条の改正規定は昭和四十七年十月一日から、同法第八条の三の改正規定（同法第四項及び第五項の規定として加える部分に限る。）は昭和四十九年一月一日から施行する。

2 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「若しくは被扶養者」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長又は水防団員の福祉に必要な施設をするように努めなければならない。

第三十四条中「若しくは被扶養者」を削る。

最近における火災の実態にかんがみ、旅館、ホテル等における防災物品の普及を図るための措置

を講するほか、公務上の災害を受けた非常勤消防

団員等の生活の安定と福祉のより一層の向上を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金の業務の範囲を拡張する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

制度の実施についてあります。

公務により災害を受けた非常勤の消防団員及び水防団員にかかる公務災害補償につきましては、昭和三十一年以来消防団員等公務災害補償等共済基金法に基づき市町村の支払い責任の共済制度が実施されてまいりましたが、これらの者に対し、

外科後処置、リハビリテーションを実施し、義肢、補聴器を支給する等のいわゆる福祉施設につきましては、現在なお実施されるに至っておりません。

今回の法律案による改正点の第一は、防炎規制の徹底についてあります。

防炎規制につきましては、昭和四十三年の消防法の一部改正により、高層建築物、地下街、旅館、ホテル等において使用されるカーテンなどの特定の物品は、防炎性能を有するものでなければならぬこととされました。しかしながら、その後の推移を見ますと、これらの物品の防炎性能の有無の判定がきわめて困難であり、これを明確に表示する仕組みが整備されていないため、必ずしも法改正の趣旨が徹底していないきらいがありますので、今回、防炎性能を有するカーテンなどを防炎物として販売する際等には、その旨を表示する

改正の趣旨が徹底していないきらいがあります。そこで、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上が消防法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大野委員長 次に、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塙川正十郎君。

なお、前述いたしました昭和四十三年の消防法の一部改正におきましては、新たに防炎規制の制度が施行される際に使用されている物品には、

あるといふことは、たび重なる国会の附帯決議をいただき、当局のほうもまさにその必要性を強く

感じておる次第であります。したがつて、御承知

のとおり、公的年金制度調整連絡会議といふことで、各種公的年金についてのスライド制をどう

するかといふことをこの数年来相談をしてまいっ

たわけですが、それぞれ、できた沿革なり趣旨なり、あ

るいはその構成によつていろいろ違つております。

そこで、私は、まず最初に、いままでに数回

にわたる国会で附帯決議がいろいろとつけられておりましたが、その附帯決議に対する事後措置とい

うものが当局においてどのようにとつてこられた

こととしております。

改正点の第二は、消防団員等にかかる福祉施設

ります。

まず、最初にお伺いしたいと思ひますのは、退職年金のスライド制の問題なんであります。御承知のように退職後の生活の安定をはかるためには、物価にスライドした、経済成長にマッチした年金制度に改正すべきであるということが長らく主張されてまいりました。それに対して、そのたびごとに、給付の基準額の引き上げというものをやつてまいりましたけれども、これはやはり制度的にスライド制といふものを導入していくべきだという考え方方に立つておる。それに対してどのようになっておられるのか。特に、最近におきま

す。そこらにおいて、厚生年金と国民年金の調査結果をかかって、でき得ればスライド制を持つておるのか。そしてまた、その関連をとりつづけておるのか。具体的にスライド制といふものを具現化していく

ための措置をどういうところでとつておるのか。そういうことをまず第一点お聞きいたしたいと思

います。

○林忠(政府)委員 これらの公的年金に、年金の実質的価値を維持するためにはスライド制が必要であるといふことは、たび重なる国会の附帯決議をいただき、当局のほうもまさにその必要性を強く

感じておる次第であります。したがつて、御承知のとおり、公的年金制度調整連絡会議といふことで、各種公的年金についてのスライド制をどう

するかといふことをこの数年来相談をしてまいっ

たわけですが、それぞれ、できた沿革なり趣旨なり、あ

るいはその構成によつていろいろ違つております。

そこで、どうもまとまつた結論がなかなか出ない

といふことで、昨年から、公的年金を全部一緒に

して相談をしておつたのはなかなか結論が出な

いといふことで、昨年の初め以降、これを四つの

グループに分けて、それぞれ似たものについての

関係で相談をしようということで、共済について
は、恩給と國家公務員共済、公企体共済、それに
地方公務員共済、これらがグループになって相談
をしてまいったわけでございます。

そこで、結論としては、まだ全体の年金に通ずるスライド制の結論は出ていないわけでござります。これはたびたび国会からも御質問を受け、おしゃりを受けるところでございますけれども、公的年金のうちの公務員年金グループに関しましては、スライド制の結論とはまいりませんけれども、一応今回は年金の算定方法について大幅な簡素化をはかりまして、詳ってみれば、実質的にややスライドに近い改革を加えるということまでは合意に達したわけでございます。やはり、一番難点は、厚生年金とか国民年金とか、スライドそのものよりもまだ年金の内容を充実するということまでには力を注がなければならぬものがございますけれども、年金全体を通じての結論はまだでございますけれども、其済年金に関しては、いま申しますように力を注がなければならぬものがございますけれども、年々のベース改定と申しますか、給付内容の改善を物価あるいは生活水準の上昇その他に合わせた方式で今後やってまいることでござりますけれども、年々のベース改定と申しますか、給付内容の改善を物価あるいは生活水準の上昇その他に合わせた方式で今後やってまいることで、実質的にややそれについとここまで持つていくことが今回できただけでございます。さらに、国会の御意思その他もございますし、ほんとうの意味のスライド制といふものに対してもこの調整運営会議をさらに今後精力的に統めまして、一日も早くその結論に達したいと考えておる次第でござります。

○塩川委員 今回の改正でスライド制に近いものを実施したとおっしゃるのですが、それでは、そのスライド制に近いものというのは、物価の基準あるいは国家公務員の給与の改定、そういうものを基準にされたと思うのですが、どういうところを基準にしてやったからにはスライド制に近い数字が出ておるのだという、そういう根拠をひとつ知らしてほしいと思うのです。これをスライド制

〇林(忠)政府委員 年金の実質的価値を維持する
という意味での改定をはかるということござい
ますが、それは、今回実施したというのは、その
算定方法を非常に簡素化したこと、やめた方の
やめたときの年金の額によつて今後は一定の率で
考えればいいというふうに簡素化した。その意味
がややスライドに近くなつたということをござい
ますけれども、恩給に関しては、ここ両三年一つ
のルールができております。そのルールというの
は、ことしで言えば、四十五年度の物価上昇と、
それからさらに国民生活の水準の向上した部分
の、その二つの要素を組み合わせて一〇・一%と
いう数字が出ております。それは、四十五年度
の、たとえば公務員のベース改定分が十何%ある
としますと、そのうちの物価上昇分はあるまる見
る。それから、残りの部分についてはその六割を
見る。六割というものは国民生活水準の向上分であ
る。さらに残りの四割は職制が上がるここと、その
他国家公務員の生産性の向上と申しますか、事務
の合理化、そういうものに見合ひ部分なので、こ
れは退職者の人にはその分は見ないということ
で、物価の上昇分と国民生活の水準向上分を積み
上げたものを恩給の改定の率にするということ
で、ここ兩三年全部見てきておる。その意味では、
実質的なスライドといふのは、恩給についてはあ
る程度確立されておる。それに対しまして、地方
共済のほうは、従来、恩給に準ずるということ
で、同じような実質はとつてまいりましたのです
けれども、その算定方法が非常に複雑であった
り、あるいは町村長さん、市長さんのように年々
の昇給がないという人については非常に不利であ
るだけれども、そうじやなくて、今度改正した
率はこういう基準でやつたので完全なスライド制
にはなつておらないけれども、スライド制の要因
といふものについて、こういう点は取り上げて
やつたので、したがつてスライド制に近いものと
いう数字が出てきたのだという内容をちょっと説
明してください。

り、アンバランスがあつたのですが、そのアンバランスを今回は解消をいたしました。恩給のとつた率がそのまま今後の年金のアップ率になるという方式にいたしましたので、その意味で実質的なスライドに近くなつたと申し上げたわけです。
しかば、いま御質問のスライド制といふ場合は一体どの指標をとるかということは、これはまたいろいろ議論のあるところだと存じまして、物価上昇分だけ見て十分スライドになるじゃないか、実質的な補値を維持するではないかという議論から、公務員の給与改定ベースそのものをとらぬ限りは先にやめた人が損するようになるので、純粹なスライドというならばそこまでいくべきである。いろいろな議論はあると思いますけれども、物価上昇分と国民生活の水準向上分を加えたものという現在の方式で、やめた方の生活安定を維持するという意味でのスライドとしては一つの合理的な線ではないか、こういうふうに考えておりますので、結論としては、まだ、公的な意味の全く自動的なスライドにはまつておりませんけれども、実質的にはややそれに近い改定をして、年金をもらっておられる方々の生活水準を維持することについては遺憾な点はない。こういうふうに考えておる次第でござります。

○塙川委員 スライド制に持つていただきたいといひ頭がそこに走つてはおるけれども、実際には、具体的にはできなかつたけれども、その精神はくんで、もしスライド制をやるとするならば、おおよそ腰だめでこの程度になるであろうという数字に近い、こういう意味で解釈していいわけですね。
そこで、二番目の問題は、六十三国会とそれから六十五国会の二回にわたりまして、「遺族給付を受ける遺族の範囲については、実情に即して、すみやかに是正措置を講ずること」となつた。そこで、これは公的年金との関係のアンバランスがあるのでこういう問題が出てきたと思うのです。その改正について何らかの措置が講ぜられたのかどうか。

まして、遺族の範囲を緩和するという改正は実は昨年やつております。配偶者についてある程度從来よりも認定の基準を緩和する措置はとりました。

それで、いまの先生の御質問の意味は、遺族の受給資格が、組合員期間が十年以上でなければ発生しない、ところが、一方、厚生年金のほうは六ヶ月で発生しておるではないかという、その間の不均衡ということについてのお話というふうに承るわけでござります。これにつきましては、われわれもかねてから問題意識を持っておりまして、これを何とかしたいということで、関係者に相談をおな統けておる次第でございます。

発生的には、前の恩給時代には二十年ないといけないということともございましたが、反面、厚生年金は、給付内容は、いま共済なり恩給には及びませんけれども、この面ではわざか六ヶ月といふ、遺族の方にとつては非常に有利な制度になつておりますので、これを短縮するという必要はいま当事者もみな認識しておりますし、さらに関係各省と検討を続けていきたいというふうに考えておる次第でございます。

残念ながら、ことしの改正にはちょっと間に合いませんでございますが、今度の法案ではその点いじつておりませんけれども、その附帯決議の御趣旨を休してさらに検討を続けてまいりたい、こう考えております。

○塙川委員 それでは、その検討の見通しをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○林(忠)政府委員 厚生年金との不均衡その他もあり、これが必要であるというのは当事者みんな認識しておると思いますので、おそらく何らかの結論を近々出し得るものと考えております。

○塙川委員 次の、地方議会の共済組合の問題に入る前に、最後に、今回のこの年金の改定で、その方法がきめられて、先ほど説明があつたのですが、あなた方がこういうメリットを今回つけたのだとということを端的に言えるものがあつたら、それを端的に、今回のこの改正のメリットはこれこ

四

れなんだといふことを一回明確に言つておいていただきたい。その上で地方議会議員の年金制についてお聞きしたいと思います。

○林(忠)政府委員 年金額のアップというのは、もちろん今回の改正の中心的なものでございます。年金について一〇・一%改定、これは年金を受給される方にとっては非常にプラスになる点と思います。

もう一つは、先ほどの御質問の回答の中で触れたたたきたい。その上で地方議会議員の年金制についてお聞きしたいと思います。

ました給与改定の算定方法の簡素化でございま
す。これは、従来は、恩給に準ずるというこ
とで、その年金を受給される方の退職の時期のいか
んにかかわらず、昭和三十五年三月三十一日を施
行されていた給与体系、県であればそれぞれの条
例、市町村でも条例、それがそのままその方の退
職時までつながっていたものと仮定をいたしまし
て、たとえば四十二年に退職された人は、三十五
年の条例がそのまま改正されずに四十二年まで
あつた、そしてその方は四十二年まで来た、その
ときの退職の給与が幾らであつたかということを
基礎にしまして算定をするという複雑な方法を
とっておりました。その結果、年金を受ける方々
一人一人について全部別々の計算をしなければな
らないということで、事務的にも非常にたいへん
でござりますし、一方、受ける方にとっては、自
分がやめたとき給与は十万円なら十万円であつた
として、ところが、同じ十万円を取っていた人と
違う場合があり得る。たとえば町村長さんあたり
は定期昇給というものはございませんから、いつ
までも十万円のままで据え置かれる。一方、技術
系統の方は、給料表の給料闇差額が相当大きい場
合にはたいへん有利に展開していくという形で
同じ年度に同じ勤務年限をもつてやめた方でも、
そのあとで非常に不均衡になる。また、一体幾ら
自分は年金額の改定があるのか、本人自身も計算
できないし、非常に不便である。そういうことが
残つておりますのと、もう一つ、そういう方々た
へのメリットとしては、そういう算定方法をとり
ました結果、従来はどうしても改定がおくれた

○塩川委員 メリットの問題で私は一つ心配するのですが、メリットの向上は大いにけつこうなんですね。それと同時にこういう心配が一つある。現在の基金が、将来ストライド制になり、あるいはまたそれに近い改定が毎年行なわれていくだろうと思うのですが、その際に実質的な基金の不足というものが生じてくるんじゃないかな。これはもうしろうとが考えても、十数年前の掛け金で積み立ててきておるものを見在の給与ベースに直しました場合には、基金不足が起ってくるのは当然だらうと思うのですが、そういうものがあるのかないのか。あるとするならば、自治省が大体腰だめで考えてどの程度の基金不足が実は生じておるのか。これがあるならあるということをひとつ聞き

よって杜れなければならない。しかし、将来の財源率がふえてまいることは事実でございます。そしてまた、年々こういう形で給与改定がございましたために、先々の予想というのが非常に立ちにくく。私は確かにそのとおりであると思ひます。そこで、いま腰ためでどのくらい不足である、あるいは将来どのくらいになれば赤字になるという見通しはなかなか出せないわけでございまして、制度自体としては、年々のベース改定を踏まえた上で将来必要な給付額を算定し、それに必要な財源率をはじき出して掛け金あるいは負担金として課することになると思いますので、制度自体としては赤字にならないようには運営できるような仕組みになつておるわけでございます。その際、赤字にならないために、掛け金なり負担金なりは非常に高くなることはあるのではないかと、心配が最終的にはあり得るわけでございます。しかし、現在のところは、年々ベース改定があれば、それに伴つて給与が上がりますために、財源率としてはあまり変わらなくても金額的には上がるといふところもあり、そういう大きな心配はないと考えております。正確な財源率計算というものは、実は非

時間がございませんので次に行きますが、地方議会の議員共済年金についてであります。この前にこういう措置があります。「その健全化をはかるための措置を検討すること」という附帯決議がついたのです。そこで、その健全化の中でも、給付の制限をすることができるとか、あるいは差し押さえの禁止というようなことが出てきた。ついては、国会議員の年金並みに制限条件を合わせると、いうことが討論の中にあったと思うのですが、そういう措置が具体的にどのように講ぜられてきたのか。これをひとつお聞かせ願いたい。

○林(忠)政府委員 健全化の実施の改正は、昨年の臨時国会、いわゆる沖縄国会で御議決をいたしましたして、実施済みでございます。その内容は、従来の掛け金百分の七を百分の九に上げるということ、それから、年金の計算を離職前三年の平均額にするということ、それに加えて、従米は全く自前でやつておつたものを公費負担する道を開くということ、この三つがそのおもな内容でござります。たしか、その法案を御審議いただきますときに、この地方行政委員会の理事会で、公費負担

が——恩給の場合は二年おくれですが、実質的に
は、従来の改定の方法によりますと、退職してか
ら四年から五年たないと給与額が直らぬという
結果が出てまいっておったわけでございますが、
今回は、そういう従来の一人一人についての算定
方法を改めまして、退職の年度によって一応一定
率をかけまして、それぞれのやめたときの俸給と
いうふうに仮定いたしまして、それに単純に給与
改定率をかけるという方法をいたしましたので、
改定方法は非常に簡素化されますと同時に、相当
たくさんの方については給与改定の時期が早まつ
た。退職後四年も五年も待たないで三年目には改
定になる。こういうふうになつた点がメリットだ
と存じておる次第でございます。しかし、従来の
方法によつたほうが有利な方も、いま申しました
給料表が、非常に給料間差額が高い技術職の方が
おられますので、本年度に限りましては、従来の

たい。おおよそそのことだけつこうでありますから。
○林(忠)政府委員 もちろん、給付内容がよくな
ることは受給者の方にはけつこうでございます
が、これについては、当然それに対する財源が必
要であるということになる。まさにそのとおりの
ことと存じます。現在のこところはまだ制度の発足
後期間が短いものでございますから、現在の年金
を受給されておられる方も、その多くの部分は制
度施行前の勤務にかかる分でございます。この部
分は現在は追加費用という形で、満額、勤務した
國なら國、地方団体なら地方団体から金を入れて
もらうというシステムになつておりますので、こ
の部分に対する不足という心配は制度上ございま
せん。しかし、これから年月がたつにつれまし
て、その前の部分の割合はどんどん減つてしまひ
ます。この制度が発足してからの積み立て金に

常に複雑な計算でございまして、まだ完全にできておりませんので、いまはつきりと積み立ての準備金をどれだけにしなければならないかというところはつかみがたいわけでござりますけれども、現在の財源率は五年に一ペんずつはリフレクションいたしまして改定していくという、そういう手はずになつておりますので、将来の心配は、現在はそれほどないというふに考えております。

○塩川委員 非常に苦しそうな答弁でありますけれども、実際の実情を、何かの機会がございましたら一度聞かかしていただきたい。結局、スライドしていくことは当然なんだ。それに伴つて肝心の根っこが枯れてしまうようなことになつたらいいから、それはそれなりの、いすれかの責任において措置していくかなければならぬ。われわれはほんとうにそれを心配しておる上で質問しておるのですから、機会があつたらひとつ紹介してほしい

が入る以上、今度は、たとえは禁錮以上の刑に処せられた者とか、あるいは除名を受けたという場合には給付制限があつてしかるべきではないかといふ議論が出まして、それは次の通常国会の共済法を改正するときに考慮いたしますということを、口頭でございましたけれども、お約束したという経緯がございまして、今回この改正案を出してまいつたわけでございますが、この改正を出しますについて、国會議員並みにするか、あるいは地方公務員並みにするかという議論がいろいろあつたわけでございます。これは、実は、各関係の先生方とも御相談申し上げたわけでございますが、地方共済法の中にもございますし、地方公務員並みの給付制限にとどめようではないかといふことで、ここにございますように禁錮以上の刑に処せられた場合、その二割を給付減額をする、それから除名処分を受けた場合には、その除名処分を受けた者の任期の三分の一割を支給停止しようと——大体地方公務員並みの給付制限でございますして、国會議員はある意味でもっとシビアに全額停止といふこともあるようでございますけれども、共済という性質を考え、御本人の掛け金と、それとプラス公費負担ということから考へれば、地方公務員並みが一番妥当ではあるまいかといふことで、こういう御案をおはかりいたしたわけでございます。また、それと同時に、給付制限をする以上、一方保護措置が必要であるということで、地方公務員の退職年金と同様に、国税滞納処分による差し押さえを受ける場合を除き、譲り渡し、担保または差し押えることができない、それから、金融公庫から融資を受ける場合に担保する以外には担保にできないという債権の保護措置もあわせて講じようという次第でございます。

○塙川委員 それから次に、今度公有地の拡大の推進に関する法律というのがいま参議院で審議されておりまして、これはいすれ成立するであろうと思う。それに伴つて土地開発公社というものが設立される。それから地方道路公社というものが設立されますと、この前に住宅供給公

社が共済組合に加入する場合のいきさつ等もこれに連絡して、土地開発公社なりあるいは地方道路公社といふものと同じような扱いをしていかなければやはり行政上は不均衡であるうと思うのです。そこで、いまこういう問題は持ち出せないと思うのですが、私は一つだけお聞きしておきたいと思いますのは、住宅供給公社が加入いたしますときに、自治省として、こういう公社としての性格のものとしてどのようにこれを交渉してきたのか、厚生省との間でどういうふうに話をしたのか、これをひとつ念のために聞いておきたい。

○林(忠)政府委員 十分御承知の問題でございましょうが、厚生省と、それからこの共済の間に横たわるたいへんむずかしい問題でございまして、住宅供給公社の場合、これを共済年金に入れるごとに、ついでたいへん難色を示した厚生省にやつてしまつたたとくことで、その場合の折衝の態度といたしましては、住宅供給公社の仕事といふのは、本来地方団体のやるべきな仕事を代行するような立場にある、いわば地方団体の分身と同じじゃないか、そういう仕事の性質から言って、ここに勤務する人たちをひとつこちらのほうに入れてもらいたいという話をしまして、一方、厚生省のほうは、こういうものが抜けていくことによって厚生年金の基礎が弱くなりますので、できるだけそれは厚生年金にとどまつてもらいたいという強い要望があつたのを、無理と申しますか、何とか説得をいたしましたして、納得していただいて、こちらに持つてまいつたわけでござります。

実は、道路公社についてもその当時同時にありまして、道路公社も実は解決済みでござりますの

で、今度の公有地拡大についてできます新しいあ

の公社、それが今度は一つの宿題として残つた

かこになります。性質から言えば、まさにい

ります。

○山本(弥)政府委員 できるだけ御趣旨に近い形で調べまして、お出しいたしたいと思います。

○塙川委員 どうもありがとうございました。終わります。

○大野委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)政府委員 ただいま塙川委員からも年金の

スライド制の質問がありました。これ

は、年度ごとに年金額を改定する制度であります。

○塙川委員 どうもありがとうございました。終わります。

○大野委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)政府委員 できるだけ御趣旨に近い形で

調べまして、お出しいたしたいと思います。

受けられる個々の方々についても、そのままその形のルールが当てはまるという形になりましたので、実質的に、そのルールに従つて毎年改定が行なわれる限りはスライド制の目的を完全に達成する、言つてみれば実質的なスライド制と同じくのを持っているということが言えるのではないかということを申し上げたわけでございます。

も、厚生年金、国民年金のスライド制の確立とい

どうぞうところに結論が出そうでありますか。

理化によつて生産性が向上するとか、そういうものに見合う分だという議論でござりますれば、そ

があるのじゃないか。そうすることによりまして、公務員制度が先行しているとか、あるいは公務員の年金制度のほうが有利になつておるとかいろいろなことを含めて、一般の問題を推進するというような役割よりも果たしてもらいたいと私は考え

○小山政府委員　いまどういう程度と言つて、ここで直ちにお答えを申し上げる段階に至つておませんが、問題は、国民年金との間の調整等が最大の隘路といたることになつておるわけでございまが、かねての委員会の御決議の趣旨もございま

の部分は現職ではなくて、すでに退職された方については考えなくていいのではないかという議論もここに一つある。ただし、それでありますと、年々今度は年金の上昇カーブと公務員のベースのカーブが開くから、今度はあとでやめたほう

いま御質問のようなら年金全部を通じてのスラッシュ制ということになりますと、実は、問題の所在が、厚生年金、国民年金の現在の状況にございまして、なかなか確固たる先の見通しをつかまつるわけにまいりませんが、公務員年金に関する限りは、いま申し上げたようなところまで行っておるに、うらうこしつしまきておる次第でござ

○山本(弥)委員 年金制度は、たゞいま公務員部長さんの御答弁がありましたように、「一応、公務員グループにつきましては恩給を含めての一つの改定方式でここ何年か来ているわけですね。年金制度全体のスライド制ということになりますと、

国民年金だとか厚生年金だとかの問題が関連する
ということの事情も私わかるわけですけれども、
しかし、国民年金あるいは厚生年金を含めまし
て、年金制度について、いろいろな老後の対策だ
とか、その他の問題を大きく転換しなければなら
ぬ。医療保障の問題と同時にこの年金問題が大き
く浮かび上がってきてるわけなんですね。そろ
いたしますと、公務員グループだけの検討を今後
続けていくことも必要であると同時に、全体の年
金制度についての検討を早急に立てて、早くこの
問題を解決する必要があるんじゃないかといふ感
じがするわけです。今までの慣性で公務員グ
ループはこれでいいんだというようなことではな
くて、制度の転換といいますか、いまの経済情勢
その他から考え、あるいは人口の年齢構成の問題
から言いましても、早く英断的な結論を出すべ
ではないか。その意味におきましては、比較的二
応軌道に乗ってまいります公務員グループのはう
の結論を出し、均衡もあらうかと思りますけれど

私は思うのであります。が、政務次官、どうお考えになりますか。

○小山政府委員 御指摘の点は、確かにこもつともに私どもも考えておるわけでござります。しかし、各省間いろいろ調整事項等がございまして、これがそろ短期間では調整のとりににくい問題になつておる。特に、年金制度の質的な面をできるだけ早く改善をする。同時に、それとあわせて、スライド制というものをいませつかく連絡会議においてそれぞれ専門の部会を設けまして検討をいたしております。実質的にはかなり審議も進みまして、やはりなければ最終的な調整を待つような程度まで審議は進んでおりますから、この問題については、できるだけ各省間の調整をはかりまして、御趣旨に沿うようく最善の努力をいたしたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 もう最終段階に近いほど調整が進み、結論が出そらだといふ、非常に期待すべき御答弁があつたのでございますが、その目標とい

○林(忠)政委員 年金の価値を維持するためには、スライドをするときには、いろいろな立場からいろいろな議論ができると思います。それで、物価分の一〇〇%、それから公務員の改定の残りの部分の大割といふのは、一応国民生活の水準の向上分としてこれは確実に上げる。残りの四割というのは、現職の公務員がその地位も上がるとか、あるいはその事務の合

○山本(弥)委員 ちょうど六割が生活改善の部分に当たるのだ、だから、六割を加算をすることによって、年金の改定としては妥当だという前提に立つておると思うのであります。そして、そのために、現実には、公務員のベースと退職年金との格差といふのが開いておりますことは事実なんですね。ただ、六割が生活向上分だという考え方、これは、退職者はつづましやかな生活をすればいいじゃないかというようなことを私ども考えられぬこともありませんしするわけですからとも、生活向上分とその他の部分とに対しては、この何年かこの方式である程度までやってきているわけですからとも、これは数字的に根拠のあるものでありますようか。あるいは、再検討する余地というものは全然ないものなんですか。あるいは、生活向上分のほうをむしろある程度まで逐次加味していくべきではないか。退職者の感情から対処しておるつもりでござります。

私は思うのであります。が、政務次官、どうお考えになりますか。

○小山政府委員 御指摘の点は、確かにこもつともに私どもも考えておるわけでござります。しかし、各省間いろいろ調整事項等がございまして、これがそろ短期間では調整のとりににくい問題になつておる。特に、年金制度の質的な面をできるだけ早く改善をする。同時に、それとあわせて、スライド制というものをいませつかく連絡会議においてそれぞれ専門の部会を設けまして検討をいたしております。実質的にはかなり審議も進みまして、やはりなければ最終的な調整を待つような程度まで審議は進んでおりますから、この問題については、できるだけ各省間の調整をはかりまして、御趣旨に沿うようく最善の努力をいたしたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 もう最終段階に近いほど調整が進み、結論が出そらだといふ、非常に期待すべき御答弁があつたのでございますが、その目標とい

○林(忠)政委員 年金の価値を維持するためには、スライドをするときには、いろいろな立場からいろいろな議論ができると思います。それで、物価分の一〇〇%、それから公務員の改定の残りの部分の大割といふのは、一応国民生活の水準の向上分としてこれは確実に上げる。残りの四割というのは、現職の公務員がその地位も上がるとか、あるいはその事務の合

○山本(弥)委員 ちょうど六割が生活改善の部分に当たるのだ、だから、六割を加算をすることによって、年金の改定としては妥当だという前提に立つておると思うのであります。そして、そのために、現実には、公務員のベースと退職年金との格差といふのが開いておりますことは事実なんですね。ただ、六割が生活向上分だという考え方、これは、退職者はつづましやかな生活をすればいいじゃないかというようなことを私ども考えられぬこともありませんしするわけですからとも、生活向上分とその他の部分とに対しては、この何年かこの方式である程度までやってきているわけですからとも、これは数字的に根拠のあるものでありますようか。あるいは、再検討する余地というものは全然ないものなんですか。あるいは、生活向上分のほうをむしろある程度まで逐次加味していくべきではないか。退職者の感情から対処しておるつもりでござります。

私は思うのであります。が、政務次官、どうお考えになりますか。

○小山政府委員 御指摘の点は、確かにこもつともに私どもも考えておるわけでござります。しかし、各省間いろいろ調整事項等がございまして、これがそろ短期間では調整のとりににくい問題になつておる。特に、年金制度の質的な面をできるだけ早く改善をする。同時に、それとあわせて、スライド制というものをいませつかく連絡会議においてそれぞれ専門の部会を設けまして検討をいたしております。実質的にはかなり審議も進みまして、やはりなければ最終的な調整を待つような程度まで審議は進んでおりますから、この問題については、できるだけ各省間の調整をはかりまして、御趣旨に沿うようく最善の努力をいたしたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 もう最終段階に近いほど調整が進み、結論が出そらだといふ、非常に期待すべき御答弁があつたのでございますが、その目標とい

○林(忠)政委員 年金の価値を維持するためには、スライドをするときには、いろいろな立場からいろいろな議論ができると思います。それで、物価分の一〇〇%、それから公務員の改定の残りの部分の大割といふのは、一応国民生活の水準の向上分としてこれは確実に上げる。残りの四割というのは、現職の公務員がその地位も上がるとか、あるいはその事務の合

○山本(弥)委員 ちょうど六割が生活改善の部分に当たるのだ、だから、六割を加算をすることによって、年金の改定としては妥当だという前提に立つておると思うのであります。そして、そのために、現実には、公務員のベースと退職年金との格差といふのが開いておりますことは事実なんですね。ただ、六割が生活向上分だという考え方、これは、退職者はつづましやかな生活をすればいいじゃないかというようなことを私ども考えられぬこともありませんしするわけですからとも、生活向上分とその他の部分とに対しては、この何年かこの方式である程度までやってきているわけですからとも、これは数字的に根拠のあるものでありますようか。あるいは、再検討する余地というものは全然ないものなんですか。あるいは、生活向上分のほうをむしろある程度まで逐次加味していくべきではないか。退職者の感情から対処しておるつもりでござります。

言いますと、物価の上昇分は完全に見ておると
いつても、実際はもっと生活は苦しくなっている
のじやないか。と同時に、生活それ自体も、退職者
といえども一般の個人生活の向上ということはや
はり考えなければならぬ。そういう観点から言い
ますと、六割をかけるというのは、さらに検討し
て、逐次これを生活向上分の率を高めていくとい
う操作が必要ではないか。かように考えますが、
間違つておりますようか。どうでしようか。
○林(忠)政府委員 現在のところでは物価の上
昇の一〇〇%プラス国民の平均的な生活向上分を
見るという考え方、それは私は正しいのではない
かと思つておりますが、それは公務員給与の改定
率の何%が物価であつて、それから残りの六割が
向上分だという、そこの数値については、いろいろ
の見方もあるかもしれませんし、御議論
の存在する点もあるかもしまれないと存じます。そ
れからまた、年々聞いていくといふ意味では、一
〇%多見ない限りは聞いていくこと、これも避け
がたいわけでありますけれども、その点数字と現
実とがはたしてマッチしているかどうかと、いうと
ころにはいろいろな見方もあるかと思いますし、
それについての今後の検討というのは、当然、毎
年度の予算査定ないしはそのときの事務当局の御
検討がなされるると考えております。ただ、根本的
な、物価の上昇は一〇%多見る、プラス国民生活
の平均的な向上分を見るという考え方自体はこれ
でいいのではないかと私も考えている次第でござ
います。

○山本(弥)委員 そういたしますと、今後全般的
なスライド制を採用するという場合には、この方
式とどういう関連を持ってまいりますか。

○林(忠)政府委員 それは、実は、そのときに
なつてみないとわからぬことでございますが、ス
ライド制というのは、年金の価値を維持するため
に、物価の変動、国民生活の変化その他によつて、
完全な意味のスライドは自動的に改定されるとい
うことございましようし、半自動と申します
か、そのたびにそれらの数字を正確に計算して改

かと私は思うのです。地方公務員に対するスライド制という考え方、これは独自のものでなくして、先ほどからの御答弁にありましたように、他の年金制度との均衡あるいは総合的な方式を打ち出さなければいかねと思うのでありますけれども、しかし、一応方式にも手をつけないで当分行くといふようなお考えであれば、自治省は、地方公務員に対する検討をしておられることがどの程度に前進されるものなのかどうか。いわゆるスライド制といふものに完全に移行するという私どもの毎年の附帯決議を通じての要望、そのことは、おそらく、現行のスライド制よりももつと配慮をしたものにしてほしいということにならうかと思ふのであります。が、そういたしますと、この機会に、一体この改定方式よりどう前進するのか、どういうメリットがあるのか、その辺のお考えを多少ともお聞かせ願いたいと思うのです。

○林(忠)政府委員 先ほども繰り返し御答弁申し上げたのですが、年金体系全体を考える場合に、何と言つても給付のレベルの内容において、厚生年金ないしは国民年金というものが、スライド化を考えるよりも前に、まずその給付内容を改善する。言つてみれば、公務員グループの年金に近づけるということがどうも先行するような感じを現在持つております。給付内容が、あちらのほうはまだ何といつても公務員グループに及ばない。その際に、公務員グループだけについてどんどん先生を考え、自動スライドにしてしまう。さらには、その内容も、物価の上昇と、あと公務員ベースの確定性の部分の六割なんと言わざるまるまるとうにあります——われわれとしては、公務員グループについてはできるだけ改善をはかることが職責でもあり、希望は持つておりますが、現在年金全體のバランスを考える場合には、そこをあまり強く私のほうで言い出してしまはだなかなか実現するむずかしいのではないか。同時に、先ほど先生の御指摘のありましたように、年金全體の体系も完成していかなければいけないという意味では、厚年

や国民年金の改善といふものが先決ではないかと
いいうような感じを持っております。しかし、一方、
公務員の年金の改善ということについても常に
考えてまいります関係上、今回は給与改定の計算
の方法の簡素化がそのまま年金の改定の時期の繰
り上げということにもつながるという形でここま
でやってまいりましたのであります。これから先のこ
とは、年金全体の体系の中においてバランスをと
りつつ、公務員年金の改善については考えてまい
りたいと思うわけでございます。あまり公務員だけ
の利益といふものを強く主張する立場ばかりと
るものいかがかと考えておる次第でございます。
○山本(弥)委員 事情はよくわかりますので、こ
れ以上追及することもどうかと思いますが、たゞ、
結論的にちょっとお聞きしたいのですけれども、
六割について検討されるのかどうか。あるいは、
他の年金と合わせて、いわゆる完全スライド制と
いう問題について一休いつごろ結論をお出しにな
るのか。やはり結論を出すめどがついていないの
か。その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。
○林(忠)政府委員 物価上昇プラス残りの公務員
部分の六割というのは、恩給で一つルールができる
つつある制度でございますので、その恩給、公務
員年金、それらを全部含めての共通の問題だと
思います。数字のこととござりますので、数字と
実情とがどこまで合っているとか合っていないと
かいう議論はもちろんあるといたしましても、地
方公務員の年金のみについてそこを議論すること
は、ちょっと近い将来やりにくいのではないかと
思います。

それから、後段の、一体いつごろ全体の年金に
ついてのスライド制の結論を出すかということとで
すが、これは毎国会御質問を受け、しかられるわ
けでございますけれども、繰り返し申し上げます
ように、年金体系全体をもつと整備し、国民年
金、厚生年金のレベルも上げるという時期との関
連もございますので、ちょっといま、来年とか再
来年ということは申し上げかねるというのが実情
でございます。

○山本(弥)委員 今回の改正によりまして、退職地方公務員の通算の問題につきまして、恩給法の改正その他に準じまして、たとえば日本赤十字社の旧従業員の期間の通算だとか、あるいは旧日本医療団の職員期間の通算だとかいうような改善がいろいろ行なわれたわけですが、これもこと二、三年要望を申し上げております年金制度施行前ににおける雇用人の問題であります。これがも今回改正を見たようでありますけれども、ただ「政令で定める一定の要件」というふうな制限がついておると思うのであります。これははどういうふうな制限になりますよ。

○林(忠)政府委員 現在政令で定めることを予定しております内容は、まず更新組合員であること、つまり共済法の施行のときに組合員であった者。それから過去断続期間が起きた退職について、全く本人の自由意思といいますか、自分だけの都合で退職した者は困る。そうでない、何らかの外的の事情があつて退職を余儀なくされた者、たとえば町村合併によって人員整理を受けたとか、再建団体になつたために定数をしぼられたとか、その他の事由で退職を余儀なくされた者等、それからさらに、原則としてござりますけれども、五年以内に再就職をした者、それらの条件を考えております。

それからもう一つ、昭和二十四年十月一日という、これは国家公務員の共済の施行の日でござりますけれども、この日以後の退職にかかる者について、これを指すという考え方方に現在は立つておるわけであります。

○山本(弥)委員 そういたしますと、どのくらいそれで救済され、その以前の者がどのくらい残るかという数字はおわかりになつておりますか。

○佐野説明員 現在抽出して調査いたしました結果によると、組合員で七千三百人余り、それから年金受給者で三千百人余り、合計して一万五百人程度になつております。

それで、このうち、二十四年の十月一日以後に退職した人というふうに限定しますと、四千二百

人程度が今回の措置の対象になるというふうに考
えております。

○山本(弥)委員 そういたしますと、三分の一ぐ
らいが救済されて、三分の二がまだ残るといふ状
況ですね。これらの問題は、毎年逐次通算期間に
ついては前進をして改善を加えられてきておるわ
けであります。ですが、これは、来年度以降において、
その残つておる人も救済するといふようなことを
お考えになつておりますか。

○林(忠)政府委員 今回の措置によりまして、地
方公務員の場合、國家公務員との間に差がなくな
る。国家公務員に追いつくという意味でここに時
限が一つ切られておるわけでござります。さら
に、もしこれ以前に退職された方々を救済するか
どうかは、今度は地方公務員だけの問題ではなくな
なりまして、国家公務員全部を通じての問題にな
りますので、関係省とさらによく打ち合わせを進
めてまいりたいと思いますが、現在の段階では、
ここまでについて関係機関の話し合いがついて今
回の改正をお願いした次第でございます。

さらに、今後の問題といたしましては、たとえ
ば他の制度に及ぼす影響とか、必要な財源とか、
その他煮詰めてまいるないと結論が出ない問題で
ございまして、なるべく多くの人を救いたいとい
う気持ちは十分持っておりますけれども、同時に
に、財政その他を考え、他の制度の均衡を考え
て、さらに今後の問題として考えたいと考えてお
る次第でございます。

○山本(弥)委員 二十四年以前と以後に分けると
いうことは、私は妥当でないと思うのであります
。それからなお、町村合併その他本人の都合に
よらない事由によって、ということも、本人の個
人的な都合もありますが、それぞれそのときの情
勢によってやはり退職せざるを得ないという、町
村合併等の事例にあまり変わらない——実際、詳
細に検討を加えますとそういう事情があると思
いますので、この問題は、ここまで前進したわけで
ござりますので、今後将来にわたりまして、残つ
た方々も通算することによって、今回処理された

方と同じような救済の方法がされるように一そろ
の努力をお願いしたいと思っております。
○林(忠)政府委員 いまの二十四年十月一日以前
の問題については、さらにまた今後関係省とよく
打ち合わせをしてまいりたいと思います。
それから、退職の事由につきましては、これは
運用でも拾える幅も相当あると思思いますので、
運用上十分そういう点を配慮しながら指導してま
りたいと考えております。
○山本(弥)委員 こういった問題は、ぜひ今後と
も引き続き御努力を願いたいと思っております。
それから、終戦以来、行政の全般にわたりま
でいろいろ制度の改正が先行したわけなんですが、これに伴いましての財源措置というのはあと
追いの財政で、そのことが地方公共団体の財政の
危機を招いた時代もあつたわけなんです。その一
つとして、学校給食などの給食員なども、給食制
度が先行いたしましてどんどんやらなければなら
ぬ、あるいは、学校図書館なども整備をしていか
なければならぬということによって、当然公共団
体の負担において雇用すべき職員が安易に P.T.A.
に依存をする。六・三制のいろいろな整備により
まして P.T.A. は非常な負担をしたわけなんであり
ますが、その中で、この給食要員だとあるいは
図書館の要員といったものは P.T.A. の負担で当面
糊塗してまいった。その後財政の好転に伴いまし
て、常用職員あるいは市の職員とか町村職員と
して整備をされてきたわけなんですが、これら
も、外地の関係あるいは日本四医療圏との関係、
赤十字の関係といふよないろいろなことから考
えますと、地方公共団体の退職者としては当然救
済の対象にしなければならないケースではないか
と考えますが、これらの問題につきましてはどう
お考えになつておりますか。
○林(忠)政府委員 御議論の有するところと思
います。ただ、学校給食に従事していた方々の場合、
特にいまの御指摘のような事情で、地方団体が財
政力が十分なくて、P.T.A. が肩がわりをして P.T.A.
A が雇っている職員、仕事としてはまさに地方団

体がやるべき学校給食に従事しているんだから地方公務員と同じように扱えという御議論も十分あることと存じますが多くの場合、いまの御指摘のようなケースでは、やや非常勤的な勤務時間、八時間拘束でなくて、一日三時間か四時間といふケースが比較的多いといふうに、調べた結果では出ております。そういたしますと、地方公共団体の非常勤職員との均衡その他もござりますので——しかもそれが、終戦直後の混亂時代であるので、いまだにその勤務の実態がはつきりつかめないという調査の困難性その他もございます。そういうことも十分勘案しながら今後考えてまいりたいと思いますけれども、非常勤のような勤務形態であれば、そのほかの医療団とか、あるいはさらには満鉄までも一応通算の措置等をやつたのに比べて、という御議論がございますが、勤務形態が非常勤などのような場合には、ちょうど拾うということはむずかしいケースになるのではないかと思ひます。そのほかの医療団とか、あるいは満鉄までも一応通算の措置等をやつたのに比べて、という御議論がございますが、勤務形態が非常勤などのような場合には、たとえば、土曜日は給食が要らないから土曜日は出てこなくてよいろしいとか、ほかの日も食前食後の三時間か四時間勤務であるというような場合には、ちょっと拾うということはむずかしいケースになるのではないかと思ひます。そして、十分調査を進めてまいりたいと思います。

これについては十分考慮するような御答弁があつたと思うのであります。その後の上限の問題はどういう状況になつておられるのか。あるいは、これに対してどういう措置を講ずることになつておるのか。お答え願いたいと思います。

○林(忠)政府委員 掛け金率全体の傾向といたしましては、全体が平均的には〇・何%という程度でござりますけれども、低下の傾向をたどつておりますので、昨年よりも上限問題がさらにむずかしい状態になつたとは実は考えておりませんが、しかし、それも平均の話でございまして、個々の市町村共済で言えば、掛け金率が現在でも相当高いといふのがざつと數えても、十県ぐらいはあることは事実でございます。しかし、上限を制限するといふ形には、制度のたてまえとしてやはり非常にむずかしい問題がございまして、あくまで折半負担であるという場合に、特定のところだけに上限を制限して、それ以上公費負担を増すというのも非常にむずかしい問題でござります。ただ、方団体側で考える。それに対する援助といふものを方団体側で考える。それに対する方向にものを考へたいと思つておられますけれども、差しあたりは、政府管掌保険の制度改革は現在国会にかかるておりますので、それの成り行きを見、その後医療費が増加するか、低減するか、その傾向を見た上で今後具体的には対策を考えたいと存じております。

○山本(弥)委員 どうもうかつな質問をするようではあります。昨年あたりの、相当高い、これは青森県とか岩手県などはその県の一つだと思うのであります。それらの県に対しても、交付税、あるいは特交、そういうもので財源措置を考慮したという事例は全然ないわけですか。

○林(忠)政府委員 現在のところはまだやつてお

らないわけです。

○山本(弥)委員 そういたしますと、いまの御答弁は岩手、青森——数字を見ますと、昨年より多少よくなつていてるような数字になつておるわけでござりますけれども、低下の傾向をたどつております。それでも、相当負担は大きい。これにしても、相当負担は大きい。これに對して、財源的に今回の政府管掌健保等の国の補助率も相当大幅に増額になる。来年あたりは相当思い切つて国庫補助が増額になるわけですが、これらと関連いたしまして、当然地方公共団体に對する財源措置を考えるということでおざいましょうか。

○林(忠)政府委員 基本的な姿勢としては、先ほど申し上げましたように、この法律のたてまえ上の折半負担といふのをくすすわけにはまいらないけれども、政府管掌保険でも補助の制度も取り入れられたこともあります。何らかの財源の心配をすべきところにはしなければならないといふ、基本的な姿勢は昨年と変わつておらないつもりでござります。ただ、今回の健康保険制度の改正が、はたして組合財政にどういふ影響を及ぼすかは、施行された後の推移を見る必要がある。家族の給付内容を変えるという点による医療費の増高と、それから本人の一部負担といふ形で、共済財政にかかる部分で一部分軽減される部分がありまして、いま推定されるところではわざかながら下がてくる部分で一部軽減される部分がありまして、実に運用の実態を見ないと、これがちょっとつかみにくい点もございますので、運用の実態を見た上で、先ほど申しました基本的な姿勢に立ち返ります。ただし、必要なところには何らかの実態的な運用の措置を考えたい。現在はこういつもりでございます。

○山本(弥)委員 この問題と関連いたしまして、今回沖縄が返つてきたわけではあります。当然本土の共済制度といふものが適用になるわけですが、向こうは給付内容それ自体も変わっておるわけですね。そこで、受診率その他の給付の内容等も非常に低いわけなんですね。そのために掛け金等も非常に低

いのではないか。それが本土並みになることによりまして、同一の取り扱いをすることになりますと、急激に負担があえてまいるのではないであります。現物給付になると急激に医療費も増額になるのかどうか。その点はしばらく推移を見なければわからないにいたしましても、医療機関の分布状態その他から言いますと、やはりある程度まで本

土並みにはいかぬのじゃないか、そいたしますと、暫定措置を講ずるということは当然考えています。現物給付になると急激に医療費も増額になるのかどうか。その点はしばらく推移を見なければなりません。現物給付による結果を得ておらずます。現物給付による結果を得ておらずます。現物給付による結果を得ておらずます。

○山本(弥)委員 五月分からかわらぬ状態になるわけですね。五月分からかわらぬ状態のじやないか、かよう考へるわけであります。当然講ぜられる。これは簡単に政策でも出しになればいいのじゃないかと思つておられますか。

○林(忠)政府委員 沖縄について、あるいは御指摘のよろな医療機関の未整備の点があり、従来の向こうの保険制度との関係で、ある程度経過的な措置が必要であるという御議論もあちこちから私も承つておりますし、実事そういう懸念もあることはあるのかといふ気がいたしております。反面、従来のものが現金給付であり、しかも沖縄の医療費といふのが本土に比べて非常に高いといふ場合は、あるいは従来よりも相当医療給付ができるのではないかといふ予想もあるわけでござりますので、実際は、多少現実を見ないと、その点確たるデータがとれないといふ心配も確かにござります。そこで、特に沖縄においても、たとえば那覇とか、都會地は医療機関の整備も内地に比べて決して劣つてもいないし、けつこうしまでも受診率が高かつた。沖縄でも僻地のほうに参りました場合、御指摘のような点が特に顯著に目立つたといふことがあります。國家公務員の場合は那覇勤務が非常に多いことから、国家公務員と地方公務員との差といふものもそこに考えなければならぬ問題もあるいはあるかと思います。

○山本(弥)委員 スライド制についてですが、これ

いすれにせよ、この地方共済の短期給付の問題は、国家公務員の短期給付あるいはほかの厚生省の所管の健康保険の部分、それとも均衡をとつて処置をしないとなりません。返つてきましてから、関係省の協議の上で、結論が出ますればその措置をとりたいと思つておりますけれども、現在のところは、まだ、それについて私のほうで十分な結論を得ておりません。返つてきましてから、一方、どうしてもそういう措置がとれない場合に、福祉施設の財源が何かで特に沖縄に對して還元を考えるという方法もあると思いますので、それらのデータを集めて十分に検討を進めてまいりたいと思つておる次第であります。

○山本(弥)委員 そうしますと、この問題は十分検討を加えて、そして特例措置を講ずるといふふうに了承してよろしくござりますか。

○林(忠)政府委員 特別措置の必要があるということになれば、それは当然考えてあげなければいけない問題であると考へております。

○大野委員長 林百郎君。

○林(百)委員 スライド制についてですが、これは各委員がみんな質問しているわけですが、それとも、調査室の資料によりましても、市町村職員組合共済組合連合会総会の決議でそのことが要求されているわけであります。「最近における物価騰貴がきわめて著しい経済情勢のもとで、退職年次によって年金額の較差が著しく不均衡となつてき

ていることは、他に収入のない年金生活者にとっては年金の実質的な購買力の低下となっており、その生活不安はまたことに憂慮されるものがある。

職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。」という規定に遠く及ばないと思うわけです。今日の物価高は、公共料金値上げと国の政策によるものであって、国が公務員の年金スライド制について責任を持つのは当然であります。したがって、スライド制について、国の責任で、地方公務員についても早急に制度化して、その費用は国が負担をするという根本的な制度を確立すべきであるということは社会保障制度審議会の自治大臣あての答申にもありますし、もちろん、市町村職員組合共済組合連合会の総会の決議にもあるわけですが、いつも、恩給がこうなるから地方公務員もこうなるということでは、やはり、地方公務員の独自のスライド制といふものがいつもあとへ残されているということになると思うのですが、これをもう少し根本的に考え方直すお考えはないでしょうかね。これは各委員が聞いたことですが、どうも、いつも、恩給がこうだからこれだといらうなことで、それじや恩給の上界率に足すことの給与の上界率引く物価の上界率かける○・六、すなわち一〇・一%ですね、これも恩給がそうなつておりますからこの○・六も問題がありますがといらうなことで、こっちの責任において○・六がどうしてきまつたかということも説明できないわけですね。その辺のことをどういうふうにお考えでしょうか。

ところまで届いたというふうに実は考えておりません。それから、さらに、先生のいつまでも恩給にかかるからずらつておらぬで、地方共済なら地方共済だけではなくて、その内容を充実すればいいではないかといふ御指摘は十分ごもつともな点があると存じますけれども、恩給といえども、これは古い国家公務員、古い地方公務員の年金制の問題でござりますから、たとえその一つを有利にしましても、他の均衡を考えるということに当然配慮が払われるべしかるべきだと思います。そこで、国家公務員、地方公務員あるいは公共企業体職員、これらのように、国民全体としての年金の体系の整備をひつくるめて改善をはかるにいたしましても、先ほど山本先生その他の方の御答弁に申し上げましたように、国民全体としての年金の体系の整備といいますか、充実といふものもやはり国民的要求としてあると思いますので、公務員グループが先はしつて他よりも非常に有利な体系を早々と確立しようといたしましたが、そこに批判もございましょうし、そこに必要な財源についての議論もあると思いますので、やはり、全体のレベルアップの中において公務員の年金のレベルアップとともに、年金体系といふものとともに常に見比べながらのものと見ておられます。その意味では地方公務員のそういう年金その他の福利厚生制度の拡張、充実をすることがわれわれの職務であるとは重々承知しておりますけれども、国全体の中で考えての年金史も新しく、その内容の充実が地方公務員や国家公務員の年金制度に比較的にまだ及んでいないといふ面もあるといふ現在の体系をもとといたしまして、逐次御指摘のような方向に進む以外手はない。いまここだけ先立つて、地方公務員並みあるいは國家公務員並み、恩給とも離れ、他の年金制度と離れてその内容の充実をしていく、さらにはその充実に必要な負担を國に求めると言いまして、その点やはり問題もあるのではないかと思いま

○林(百)委員 そうすると、生活改善のための〇・六、この数字ですね。これについてはどういふようにお考えになるのですか。そして、これで足りるという根拠はどこから出でてくるのですか。

○林(忠)政府委員 これは、現在恩給にとられております一つの方式でございまして、現実の状況をどう数字で分析するかというところにいろいろの議論があると思いますので、物価上昇を一〇〇%見る、これはこれでかりにいいいたしまして、残りの部分の六割は昇進していくための職務の責任の重大化とか、あるいは仕事の上の生産性の合理化というようなものに見合ひ部分であると言えば、その六割がそうで、四割がそろあらるという確固たる立証というのもむずかしいのかもしれませんけれども、一応その見方によつてこらいう要素を勘案するという勘案のしかたについては、先ほど申し上げましたとおり、私、妥当なものだと思っておりますので、その六割がはたして六割なのか、六割七分なのか、七割なのかといふ議論はあるかもしれませんし、そこを話める必要は当然あるとは思います。けれども、現在の物価上昇プラス生活水準の向上といふものの積み上げの方式については一つの妥当な考え方であり、かつ、恩給、国家公務員がそういう方式をとる場合には地方公務員もこれにならうのが適正であろうという考え方方に立つておる次第でござります。

○林(百)委員 答弁を聞いてみると、何かそこに自主性がないよな答弁に聞こえるわけですけれども、そうすると、六割が生活改善のための指數として一応妥当だという根拠を、林さん自身の考え方を聞かしてくれませんか。あなたの答弁を聞くと、六割という意見もあるし、六・七もあるし、七割もあるでしょう、が、しかし、恩給のはうで

○・六ときましたのですから、地方公務員もこれにならって、そういう考え方を基準にしてこの法律もできたのです。と、こうしたことになって何か他力本願的な響きがあるので、それじゃあなた独自の考え方をひとつ聞かしていただきたい。

○林(忠)政府委員 私自身のこの数字に関する価値観というのは、いま申し上げるべき材料を実は持ち合わせしておりません。恩給の改定率をどうするかというときに、それぞれの根拠でこの分をこら見ると、いうものがあるとすれば、先ほど申し上げましたように、公務員のグループに関しては、相互の均衡をとらなければならぬといふものであれば、またこれによらざるを得ない。そういう意味ではまさに自主性がないとしておしかりを受けることかもしれません、この六割なり、物価の上昇金額を見たあとでの残りを六割と見るか四割と見るかというところについては、それぞれ担当の機関で議論の根拠を持っておいでになるわけでござりますので、それに対する特別の異を立てるということはやはり必要な条件であるといふふうに考えておる次第でございます。

○林(百)委員 別に異を立てなんでもいいですか、それじや、何で一体合理的かという、その根拠をあなたからお示しいただきたい。そうでなければ、公務員のほうでいろいろ検討した結果そういう数字が出てたのでしょうか、私のほうも別に異を叫えませんといふことで、はなはだ心もとなることになるわけなんです。

○林(忠)政府委員 正直に申しましてまさに先生の後段におっしゃったように、一応そちらでしかるべき資料でもつて検討をしてそういう結論を出したといったところで、こちらが従つたといふのがまさに正直なところでございます。実際には、地方其給年金と言いましても、法の施行が新しいために、恩給部分というのまだ相当大きな期間を占めおりますので、そちらの判断に従う

といふ合理性がさらに一方あるわけでございます。正直なところはまさに先生の御指摘のとおりのことです。

○林(百)委員 これ以上あなたを責めて無理だと思いますから、この点はこれで終わります。

○林(忠)政府委員 これ以上あなたの責任はございません。これは職員等共済組合、市長村職員共済組合、これはちゃんと退職年時ににおける給与を基準として計算しているわけですから、これ以外は、三年平均の給与額となつてますけれども、これもしばしば問題になるわけですけれども、これについての改善の方向は考えておらぬのですか。どうでしようか。

○林(忠)政府委員 これを退職時にするとなれば、確かに、おっしゃいますとおり、かりにベース改定がなくて有利になるし、特に、最近のよう每年必ずベース改定があるという場合には、これを退職時にやることについてはたいへん有利になることは御指摘のとおりでございます。

そこで、給付内容の改善をいかなる方法ですかといふ、給付内容の改善の方法にはいろいろあると思いますので、これを退職時に改めるのも、現在は、いま先生、公企体と市町村とおつしやいましたけれども、公企体はまさに退職時をとつておりますが、市町村のほうは、地方職員と同じく三年平均をやつてあります。厚生年金のほうになりますと、その報酬比例部分は三年どろか、全期間の平均という、言ってみれば非常に不利な水準をとつてます。それらをそれぞれ勘案いたしまして今後改善を考えまいりたいと思ひますけれども、現在、この三年平均といふものを直ちに退職時に改めるという考え方を持ております。これらはほかの年金との均衡その他を考えます。

○林(百)委員 これ以上あなたを責めて無理だと思いますから、この点はこれで終わります。

○林(忠)政府委員 これは職員等共済組合、市長村職員もその九七%とか、やや減額しておるというようなことを思つたらいろいろな要因がある

といふ合理性がさらに一方あるわけでございます。正直なところはまさに先生の御指摘のとおりのことです。

○林(忠)政府委員 検討を重ねていただきたいと思うので

すが、技術的に言うとどういうことが問題になる

のでしようか。いま言つたいろいろな要因がある

か。もう公企体は御承知のとおり、町村職員もそ

うだと思つましたけれども、あなたがそれは違う

といふ話ですから、それはそれとしておきました

も、公企体で一部そういうわれわれの主張するよ

うなことが実現しているときに、市町村職員の基

準が退職前三年平均ということになると、技術的

にどういうネックが出てくるのでしょうか。

○林(忠)政府委員 結局、給付内容を改善してい

くということは、またそれに対する財源が必要だ

といふことで、財源との見合いといふことになる

わけでございます。これを改善すればそれだけ給

付の金額は上がりますが、それに伴つて掛け金率

がふえる。それをどの辺に押えておき、どの辺で

バランスをとるのが妥当かといふ問題でございま

すから、給付内容の改善を考える場合に一つの方

法ではあるうと存じますけれども、とりあえずこ

れをやろうという気持ちは現在ないといふこと

は、先ほど申し上げたとおりでございます。それ

らすべてのものを財源と見合つた形で、今後そ

の共済の財政の健全さを維持しながら給付内容を

改善していくといふ、その二環として考えようと思

うことでございます。

実際問題として、三年平均といったことの理由の一つと申しますか、退職時について特別の昇給とかいうようなことも地方団体その他で行なわれている面もありますし、そうしますと、そ

るだけ上げていきたいと考える立場で質問してお

りますので、どこに問題があるかということを答

弁してもらいたいと思います。

その次に、年金資格期間とそれから年金資格期

間をとる加算率と最低保障額、この問題につい

てお聞きしたいと思うのですが、現行制度では、

言うまでもなく、年金資格期間は二十年で、その

後の加算率が一・五%といふようになつている

と思います。ところが、最高限度額は給与年額の七

〇%で抑えられているのですね。この点も一つ問

題があると思いますが、この給与年額も、退職手当で十五万円に押さえたいことになつたと思いますが、これは月額にすれば一万二千五百円といふことになるわけあります。それから、最低保障額が、これは昨年の改正の保障では、保障という觀点から言いますとはなほだ僅少なもので、とうていその名に値しないと思つわけですが、この年金資格期間を短縮するとか、加算率を引き上げるとか、あるいは最低保障額の引き上げとか――ことに最低保障額のほうの問題ですね。最高限度額のほうの七〇%にも問題があるとしても、最低保障額の十五万、月額一萬二千五百円というものは、これは年金の名に値しないものだと思います。こういうものをかさ上げするという觀点からしていければ、どういうところに問題があつてできないのか。あるいは、その方向はいま考慮されているのか。その辺を聞かしてもらいたいと思います。

だから向こうも上げたらしいんじやないかといふことになつてくる。常にこの二つの問題になつて帰着いたしまりまして、その年に許された財源、そして、ほかとの打ち合わせで均衡のとれた線に従つて、ということを常に改善を考えていく。ですから、最低保障額のほうは、そういう問題がありまして、これは何としても克服して改善につとめたいという意欲は十分に持つてゐる次第でございます。

○林(百)委員 林部長の積極的な答弁が得られましたので、ひとつその方向へ努力を願いたいと思うのです。

それじゃ次の問題に移りたいと思いますが、今回の年金額の改定の対象が「昭和四十五年三月三十日以前の退職に係るもの」とあるわけです。昭和四十四年度以前の退職にかかるものの年金を対象にしているが、それはどういうわけなのだろうか。そうすると四十五年、四十六年の退職者には適用がないということになると思いますけれども、ここで線を引いたのはどういうことだろうか。われわれが仄聞するところによりますと――これは仄聞ですが、自治省は当初、昭和四十五年の退職者も対象にするようだと考えていましたけれども、大蔵省の意見でこれができなくなつたんだと、まあ、いつも林さんのおっしゃる財源問題ですが、財源問題のネックでできなくなつたというんですか、これは事実かどうか。そして、この点については、今後何らかの改善の方法を考えておられますか。四十五年三月三十一日以前、すなわち四十四年度以前の退職にかかるものだけを対象にして、四十五年、四十六年が入らなかつたのはどういうわけなんですか。

○林(忠)政府委員 これは結局、これらの恩給及び国家公務員、地方公務員それを所管する役所の相互の打ち合わせの結果きつた線でございまして、先生のおっしゃるようなきつたのがあつたとかなかつたとかいま申し上げる立場にはないわけです。それで、いま四十四年度以前の退職者を

対象にしたと/orことの一つの理論としては、今
回使います一〇・一%という数字が四十一年度の
物価上昇を基礎にした数字であるので、四十一年度
に退職された方は四十五年度のベースアップと
いうものの恩恵を受けておられるから、同じ数字
が二回そこに作用するといらはるは合理的でないの
で、四十五年度の数字でもって出た一〇・一%と
いうのは、その数字の恩恵を受けなかつた四十四
年度以前の退職者の方に適用するといら理論であ
るといらことでござります。

なお、それにいたしましても、従来と同じ方法
で改定を実施する場合は、実質的には四十二年度
から四十三年度までしか數えないと意味で、
今回四十四年度の退職者まで対象にできたのは一
歩の前進であるといら考え方をとつておる次第で
ござります。

○林(忠)委員 そうすると、四十一年、四十六年
は今後どうなりますか。四十七年はことしです
が、やつぱりある一定の時期になると、そこで物
価の上昇が一〇%というような計数——これは、
物価の上昇だけが一〇・一%というわけじゃあり
ませんけれども、いろいろの計数が集まつて一〇・
一%になつたわけですけれども、そういうよう
に計数上一〇%というような数字が出てきた場合
には、これは是正はしなければならないと思いま
すが、そういうことは当然考えられておられるわ
けですか。四十五年、四十六年、その後のある一
定の時期ですね。考えられるわけですか。それは
当然だと思いますがね。

○林(忠)委員 一〇・一%というのは、今年
度の改定のための率でございまして、この一〇・
一%を出した根拠が、四十五年度の物価と國
民生活の水準の向上からはじき出される数字だと
いうことでござりますので、もしこのままの方式
を踏襲いたしますれば、来年、四十八年度の改定
については、四十六年度の物価と国民生活の水準
の改定から出ました数字がかかる。その場合は、
四十五年度以前の退職者についてかかるといらこ
とになるわけでござります。

問題は、そこで、数字は四十五年度のものを使つたから、いま申しましたように、四十五年度の退職者の方はその数字によるベースアップの改定をもう受けているのであるからと、いう理論は、まさにそのとおりでござりますけれども、それじゃ、退職年金が物価の上昇に応じて改まるのがいつも二年なり三年おくれていいのかという問題がやはりいつまでも残つていくと存じます。これらの改定を一休何年度の退職者から適用するかといふ問題については、今後の物価の上昇その他のこと態の推移を見て、さらに来年あるいは再来年といふうに、関係各省で打ち合わせますときにはいろいろな意見について議論が出来る、こういうふうに存じておる次第でございます。

○林(百)委員 残念のことだと思いますから、聞くまでもないと思ひましたが、念のために聞いておいたわけです。

それから、これは山本委員が先ほどお聞きになつたことですけれども、年金制度施行前に在職し、年金制度の適用を受けなかつたために通算されない職員期間を年金額算定の対象とすることとしているが、その際、本法によつて「政令で定める要件」ということになつていますね。これは先ほど若干説明がありましたが、それでいかどうか。補足する点があるなら補足してもらいたい。そして、本法適用の対象となる者が、昭和二十四年十月一日以後の退職者ということになつてゐる。これも山本委員が聞かれました。そうすると、はずれる者が幾らかという数字も——山本委員の質問にはなかつたですが、これは答弁のほうから出てまいりました。それをもじ昭和二十四年十月一日といふ線を引かなくてこれを適用すると、いうことになりますと、金額にしてどのくらいになるんでしょうか。これもやはり何が大蔵省に指示されて昭和二十四年十月一日といふ線を引くようになつたのでしようか。まあ、聞いてもそのとおりですとは言えないと思ひますけれども、この線を引いたことがわれわれにもよくわからないのです。二十四年十月一日という線がどうして引かれたのか。そして、それ以前の者にも適用すると

いうことになつております。

○林(日)委員 そろすると、掛け金の分ですと、従来の掛け金に比例として何割増しになるのですか。約倍になるといふにわれわれの調査ではなつておるのですが、そろはならないですか。

○佐野説明員 ですから、今までの掛け金と申しますのは……(林(日)委員「本人の掛け金」と呼ぶ)本人の掛け金は千分の三十。これは総報酬でございますので、給料に換算いたしますと千分の四十六という率になつてまいります。ただ、それが、現在向こうでは、いままで現金給付でござりますし、それから給付割合も七割給付でござります。そうした点からいたしまして、当然本人が十割給付になる。あるいは現物給付になる。それが、現在向こうでは、いままで現金給付でござります。それを調整いたしますと、先ほど申し上げましたように千分の五十四から五十五というものが妥当な率ではないだらかと思ひます。それを、先ほど申し上げましたようなこちらのほうの舉に切りかえられるわけでござりますから、警察共済はわざかに上がる。地方共済にいたしますと二割ちょっとと上がる。こういうことになると思ひます。

○林(百)委員 県職員、公立学校職員、要するに本土と一本化された場合でも本人の掛け金率は二割程度のアップでいいのですか。

○佐野説明員 その程度かと思ひます。

○林(百)委員 どうも私のほうの調査とだいぶ違いますので、もう少し正確に調査していただきたいです。もし実情が正確に把握できたら、後刻また報告願いたいと思います。私のほうもそれをここでいますぐ論載する資料はありませんが、この県や公立学校職員、警察職員等、本土と一本になるものは、本人の掛け金率が大体倍になるのじやないかと聞いております。

それから、先ほど林部長の言われたこと、那霸市あたりでは現物給付あるいは医療給付が本土とそぞ変わらないというのですが、人口比率から言つて、お医者さんの比率は那霸市はどのくらい

になつてゐるのですか。——わかりますか。わからなければいいです。

○林(忠)政府委員 現在資料を持っておりませんけれども、しかし、那霸市における医療機関の人

口比率は調べてお答えしますが、あるいは少ないかもしませんが、医療にかかる動向と申します

か、病気になつたので医者にいくという動向は、那霸市のよくなところであれば、本土の県庁所在

地、宮崎市なら宮崎市とそれほど変わらないだろ

う。そういう意味で、國家公務員の場合は那霸市

が非常に多いから、医療給付を受ける率も比較的高くなるかもしません。こちらは地方公務員、市町村まで全部含んでおりますので、離島のよう

な、かかりたくても医者がいないといふところは必然的に医療給付の率が落ちるだらうといふことを推定して申し上げたのでござります。

○林(百)委員 それでは、たとえば那霸市の場合と、いま例に言つた宮崎県ですか、その計数は出ますか。

○林(忠)政府委員 調査すればすぐわかると思ひますので、調査を以てさせてみようと思ひます。

○林(百)委員 この点は、将来、本土との間に、掛け金率あるいは医者との間の現物給付、あるいは医者にかかる率ですか、こういうものの隔絶がある場合は、一応是正をする考えはあるわけなんですか。これはこれでもうこのまま遂行していく

わけです。それを是正するといふような方法は考へておられるのでしょうか。

○林(忠)政府委員 先ほども御答弁申し上げまし

たけれども、むしろ将来としてはやはり全国一本になるべきものと思ひますので、必要とすればそれで

復帰直後の医療機関がまだ十分整備していないよう時期における医療給付と掛け金の実態とが差

ぬといふ氣持ちは持つてゐる次第でござります。

ただ、先ほど申し上げましたように、本人が十割給付になる。それから現金給付が現物給付にな

る、こういう時代に返つてきまして、はたして医療給付の実勢がどう動くかということがやはり一

番重要な問題になりまして、掛け金も相当ふえま

すことは事実でござりますし、先ほど二割と申し上げましたが、それは本人の給付が十割になるの

で、その分をとつて二割でござりますから、現に納めているのは七割給付しか納めてないんで、その

現実に納める金は、本人給付が十割だから、その分も計算するとあと二割高いということござい

まして、あるいはこの二割分くらいは医療給付の増加で消化してしまうかもしないといふ懸念も

ありますので、その辺ちょっと返つてみてから

実態を見てみたいといふ氣持ちは十分持つてゐるのござります。必要とすれば、確かに暫定措置でございまして、三年四年先には当然全部一本にすべき問題であると思ひます。

○林(百)委員 それでは、その点を調査されたいと

ます。最後に、積み立て金と積み立て金の運用の問題について質問したいと思いますが、地方公務員の

共済年金の積み立て金の運用についてはわりあいに民主的に行なわれていると私も考へますけれども、念のために聞いておきたいのですけれども、

一番最近の年度の積み立て金の運用についても、念のために聞いておきたいのですけれども、

お聞きしたわけであります。この利率も五分七厘六毛ですか、そろ高い利率でもないと思ひます

が、しかし、本来、考えてみると、自分で出した積み立て金あるいは自分の社会保障としての積み立て金に対して、また自分が、全部でないにし

ても、一部に対しては利息を払うといふことになります。少くとも五分七厘六毛に早急に全國的に

利下げるように、まだ下げてないところはそれを下げるような指導をしてもらいたいし、将来は、さらに金利を引き下げる余地があるならば、金利についてもやはり考慮していただきたい

い、こういうふうに思ひわけです。

それから、運営委員の構成ですが、これはどう

なつていますか。

○佐野説明員 地方公務員共済組合全体の四十五年末の資金が一兆二千百二十四億九千二百万円と

いうことになつております。

○林(百)委員 積み立て金の総額はわかりまし

た。その運用はどういうようになつておるので

しょうか。

○佐野説明員 運用の原則といったしましては、預貯金と、それから債券類等が五五%以上、それから不動産投資が二〇%以内、それからその他福祉事業等に対する貸し付け金が二五%以内といふのが一応の原則になつております。しかし、最近に

なつていますか。

○佐野説明員 地方職員共済、それから公立学校

慮いたしまして、現在のところ、特例を設けまして、不動産につきましては、必要があつた場合に

は二〇%をこえてよろしい、それから福祉事業に

付けて金を合わせて五五%以内ならばこれを承認する、こういふにして運用いたしております。

○林(百)委員 貸し付け金に対する利率はどのく

らいですか。

○佐野説明員 私どものほうの指導方針として

は、年五・七六年にするようについていたしておられます。ただ、一部の市町村共済では、事務費等の関係で六分のところもわずかに残つてお

ります。二組合ほどあります。この点につきましても、本年度中に五・七六年に下降るといふこと

とで指導いたしております。

○林(百)委員 これは共済組合のほうから、すな

わち職員のほうから、積み立て金の民主的な運営

について希望が出ておりますので、念のためにお聞きしたわけであります。この利率も五分七厘六毛ですか、そろ高い利率でもないと思ひます

が、しかし、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

○林(百)委員 これは、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

○佐野説明員 これは、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

○林(百)委員 これは、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

○佐野説明員 これは、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

○林(百)委員 これは、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

○佐野説明員 これは、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

○林(百)委員 これは、本年度中に五・七六年に下降するといふことで指導いたしております。

問題は、その恩給のあと追いでもって今日までやつてきたといったことです。そこで、いま国民各層から要望されているところの、わが國を福祉国家として確立をしてもらいたい、そういう立場から年金の改善に政府として十分取り組んでいただきたいといらうそいう国民の側の希望にこういふ方式がはたしてこなえているかしないかといふ問題であろうかと思います。その点はあとで議論をするとしたしまして、一応おきましょう。

さて、そこで、今回の法律改正は、公的年金制度調整連絡会議のうちの公務員グループで五回にわたり会合を持った。そういう中でいろいろ審議をされたようあります。が、この審議の中で、国家公務員、地方公務員、企体職員の共済制度に関し、相違点の調整の可否及びそのスライド制実施への影響等について検討し、さらに、当面する年金額改定の事務の簡素化の具体的な方法と、その年金受給者への影響等について検討を行なったそうであります。その一応の結果が今度の改定にあらわれておるようあります。ただ、ここで申し上げたいのは、従来四年ないし五年の据え置き期間があつて、今回は、昭和四十四年度に退職された方が一〇・一%の改善の対象になりますから、結局、四十五年度、六年度及び昭和四十七年度の四月から十月まで六ヵ月間、二年半のおくれとことになつたわけですね。この点は確かに私は一步前進だと思うのです。この点は、公務員グループの一応の検討の結果が簡素化となり、さらによく據え置き期間の短縮となつてあらわれたことは、私は認めるのにやぶさかではありませんが、すると、二年半も据え置くというのはやはり少し酷ではないだろうか。せめてもう一年ぐらい短縮するということが当然考えられてよかつたのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○林(忠)政府委員 その点については、いろいろな案がありまして、関係当局の間でいろいろな点で打ち合わせが行なわれて、結論はいまこういうふうになった次第でございます。御指摘のように四十四年度の退職者までが今回の改定の恩恵にあ

ついてはいろいろな意見はあるわけでございます。これに基づくと、理屈の一つとしては、今回の改定の措置になつておる一〇・一%という数字が四十五年度の物価のアップを含めた数字であるので、四十五年度に退職されたといふことは、すでにその部分がベース改定といふことで恩恵にあずかつておる。そこで、その数字にあづかっていないところまでの数字を捨うといふのが一つの理屈になつております。完全無欠にどこへでも通る理屈だといふわけにはまいりませんが、一つのよりどころをそこに求めて、今回それを出したといふ次第でござります。ですから、その過程ではいろいろな議論がございましたことは事実でござりますけれども、結論としては今回はここまでになつた。それでも、いま御指摘いたきましたように、從前よりは一步前進といふ形で進んでまいつたというふうに考える次第でござります。

が一つあるかと思います。それから、いま一つは、恩給の場合付加方式であります。年金の場合は積み立て方式です。方式が変わつてきているわけでありまして、この年金がいつまでたつても恩給のあと追いであるということについては、やはり問題があるのではないか。歐米各国は、それぞれの国においてそれぞれの態様もつてスライド制を現に実施している。こういう中にあって、わが国として、公的年金のスライド制に対して、一日も早くその方式を確立すべきではないのかと、もう問題がその次にあるだろと思うのです。この点につきましては、昨年も寒はお尋ねいたしました。公的年金制度調整連絡会議というものを構成し、その中に、民間グループ、公務員グループ、私学、農林グループ、四つ目に災害補償グループと、四つのグループをつくりまして、その各グループごとに熱心に審議を進めて、一日も早く結論を出すようにしたいといふよなお答えがあつたわけであります。私のほうから、さらに、事務レベルで検討することも必要だらうが、それだけではいつまでたつても答えは出ないだらう、要は、スライド制を実施した場合に、その財源を一体どこに求めるかということになれば、当然政治的な判断にゆだねるべき課題である、したがつて、事務レベルでの詰めを早急に急いでいただきますと同時に、ある程度事務レベルの案が固まつた状況の中で、当然給与関係閣僚会議というような大臣レベルの会議に移してもらって、これに対し断を下すべきではないのかということを審は申し上げたわけであります。それから一年たつたわけでありますと、今日まで、この公的年金制度調整連絡会議がどのような審議をし、そしてまた、公的年金スライド制に対して、いま長官としてはどの程度までの考え方を持っておられますか。この点をまずお答えをいただきたいと思います。

ループ」との検討の問題点指出等について、詳細は、必要なならば審議室長から答弁いたさせますが、おいて、これは編成のテクニックの問題ですけれども、俗に言う当初の内示案に、私どもと恩給要求当局と全然狂いなく全額合意した金額が内示された。このことで、大体今後これを破ることはないと、公務員給与にそのままスライドしろという附帯決議は、先般また恩給法の改正をいたしましたから、もう二年も国会で与野党附帯決議をつけておいて、なおかつそれが前進しないという問題は、政府としても十分気をつけなければなりません。私が入りましたときにちょうど議論になつておりました恩給の場合は、十月給付だと、一年半ずれるという問題もあります。そして、いわゆる職務給的なものをカットする問題がはたしていいのかどうか。あるいは、物価、公務員給与と言つても、公務員給与そのものが、物価というものの、民間の動向を勘案したものもってアップがなされているのだから、恩給法二条ノ二のそういうことは、公務員給与一本とればよろしいのだという意見もあります。しかし、いまの御指摘のように、国民生活の向上とという部門は、すでに退職をされておる人々の現実の生活の面から見て、国民生活全般の所得の向上、水準の向上と、はたしてそれが一体どのようない指数でバランスがとられようとしておるかというと、現在の計算方式は、それは実は方程式の中には入っていないという問題があります。結果においてややあと追いの形ながら、それに近づいていっている現象でありますから、私は、これは目的を達成し得たものとは思つておりません。しかし、過去の予算編成の際における恩給の取り扱い方が、受給権者の権利に対する國家の給付の義務というものの問題がどこかに置き忘れられた問題であったのが、一次査定でき

ちんと出るようになつたことは前進であると思ひます。そこで、いまの公務員グループ、民間グループ、私学共済、農林漁業団体職員グループ、そして周辺部門であり、やはりほおつておけない問題点もあり、あるいは其通点のある問題もあり、これをやる場合に、スライドの場合は何にスライドするかという問題もありますが、その財源措置はそれぞれの保険なり共済なりの中でだれがそれを負担するのか、全部国庫負担でそれを負担するのかといふ問題等になりますと、やはりこれは関係省庁の連絡調整会議等になりますから、これをみんな、財源省も含めて異論なく認めるというのはなかなか問題もあるらうかと思ひます。その問題のある段階で閣僚協議会に上げるということは、異論のある役所の大臣は当然賛成をいたしませんから、醜態を演ずることはできませんので、閣僚協議会を開くのには、やはりそれだけの素地をつくらなければなりません。

そこで、客觀情勢を見ますと、ことしは予算は福祉型予算である。「一応私どもはそういうことで編成をいたしておりますが、厚生省も、これから新しいあるべき社会保険制度その他を検討しつつ、来年度の予算編成あたりにおいては、厚生省の関係する年金等については、スライド制を採用したいといふようなことをいま検討しておるようあります。そうすると、やはり恩給の問題が先行する。ある意味ではこれは機関的な存在でありますので、恩給も含め、これをどのような形でやるかについては、そろそろ結論を出す時期に来ておる。来年度の予算等においては、その問題をどうするかを早急に詰めたいたいといふように考えております。

であるが、たゞ、福祉国家実現という目標から見て、まだまだ本年度の予算は不足なのではないかということを私ども一致して言つてまいってきたのであります。そういう中で、私どもとして、当面、公的年金制度調整連絡会議で早急にして、スライド制に対する考え方といふものを取りまとめていただきたいということを強く願つてきたわけであります。そういう立場でいま大臣の御答弁を開いたわけですが、恩給については一応ルール化した方式がある。これは、昭和四十四年の恩給制度審議会の答申に基づいて、四十五年から実は実施をされたということですね。昭和四十四年、四十五年の当時を振り返つてみれば、福祉国家ということについての全国国民的なコンセンサスというものは、当時はまだいまほどはなかつたと思うのです。現在のほうが、福祉国家を目指さうということについての国民の気持ちというものは大きく高まっていると思うのです。

まず、恩給について、明年度予算編成までにある程度考え方を詰めたいと言わされたわけですが、そうしますと、新たに恩給制度審議会等をつくって答申を求めて、そうして恩給の改定のルールを変えるという考え方をお持ちなのか。それとも、そういうた審議会といふものはつづらぬで、いわば政府部内で議論を詰めることによって、昭和四十四年度の恩給審議会の答申よりさらに前進をしましたから、これから対象者がふえてくるわけではありませんし、やはり方式が安心できる方式になつたとしても、今度は中身の問題になるだけでありますから、これは別段審議会をつくらしてまでお願いしなくても問題点はわかっております。どの方式をとるかだと思うのです。ですか、これは別段要りませんが、公的年金制度の調

調整がはたしてどこまでできるかという問題等について、場合によつてはそういう民間有識者の意見を含めたものを入れないと、各役所だけでは、セクト的な意見ばかりでまともない可能性もあるかも知れない。その点は、これは私の所管以外のこともありますけれども、各省庁にまたがつていることを私が預かつて調整するわけですから、私の意向として、そういうこともあり得るかも知れないと思つておりますが、いまのところ洗い出されました問題点は、当初予測しておつた以上の問題点はありません。問題になるだらうと思つていたところはやはり問題になつておりますし、また、諸外国のスライドの例等を見ても、イギリス、アメリカ、西ドイツとか、それぞれ特色がありますが、日本がまねをしてみてもかえつてまずいようなこともあります。これはやはり、日本として特色のあるもの、そしてまた、恩給として、かつて國家に貢献した人に対して国家が報いる姿として、諸外国から見てもおかしくない制度というものを求めれば、あと、各種公的年金グループをどうするかという問題は、場合によつては、そういうような第三者の意見等も冷静な立場で述べてもらつて貢献してもらうことがあるかもしれません。そういうふうには考えておりますが、いまのところそういうものを発足させるということは予定をいたしておるわけではありません。

○山口(鶴)委員 そういういたしますと、長い間わが国に貢献をされた年金受給者、この方については、昭和四十五年以来とつてまいりましたところの、現在ルール化された方式といふものを、明年度予算の編成までにはある程度改善をしたいということで受け取つてよろしいわけですね。その点を明確にお答えいただきたいのが一つと、それからさらに、わが国の社会保障については、外國から比べますと非常におくれている点は、これは大臣も十分御存じだらうと思うのです。数字をあげるまでもありませんが、振替所得ですね。わが国の場合はせいぜい6%程度でありますけれども、

一九・三%，イタリアが一六・四%，それからス
ウェーデンが一五・二%，イギリスが一三・八%
というような数字でありまして、わが国の国民所
得の中に占める社会保険給付費の額といふものは
非常に少ない。ところが、わが国が、国民総生産
は大きくなつたが国民一人当たりの所得はまだ低
かったという時代なら、まだそういうこともあり
得たと私は思うのですが、最近、わが国の国民一
人当たりの所得の向上の結果、大体イタリアの水
準をわが国は抜いている。一人当たりの所得でも
そういう状態である。そのイタリアが振替所得が
一六・四%という状態でありますて、わが国が
六%程度ということでは、いかにしても残念では
ないのか。したがつて、わが党としては、本会議
に、公的年金の年金額等の臨時特別に関する法律
案といふものを提案いたしまして、この際年金の
底上げをもつとやるべきだ、同時に、スライド制
度を、労働者の賃金にスライドする方式でもつて確
立をせよというようなことを実は申し上げておる
わけであります。したがつて、わが国が社会福祉
国家を目指すという考え方があります以上は、か
つて言われたような年金に國とか恩給に國という
ような考えは間違いであって、いまこそ年金を充
実させていくということこそがわが國の社会を充
りっぱにする道なんだというふうに割り切つて、
この際、公的年金制度調整連絡会議におきまして
も、すみやかに年金スライド制について答えを出
すという意気込みで対処をいただきたいと思うの
であります。大臣、お忙しいようでありますか
ら、この答弁だけ承れば、けつこうです。

どうも、いまでもものわかりが悪い、熱心でない
ということに妻を返せばなるわけでありまして、
そういうことでは困ると思うのです。本日は主計
局次長をお呼びしたのですが、お見えにならぬで

残念ですか幸い鈴木が済管署官かおりて、わざ
ら、据え置き期間をもう一年短縮するということ
ぐらいは明年から当然実施してもよろしいといふ
ぐらいのお答えは出ませんか。いかがですか。

○鈴木説明員 現在の共済年金の改定のやり方に
つきましては、先ほど来公務員部長がお答え申し
上げましたとおり、恩給の改定方式に準じて公務
員関係の共済年金についても改定を行なってま
ついておるわけでござります。そこで、総務長官か

ら先ほどお答えがございましたとおり、概算要求額の関係からまいりまして、改定基礎となるデータを、四十五年度の物価並びに四十五年度の公務員給与のアップというものを基礎にいたしまして考えます限り、先生がおっしゃるような、さらに進めることとはなかなかむずかしいといふふうに考えるわけでございます。ただ、このデータがさらに接近時点までとり得るといふふうなことにも、技術的になりますれば、当然、恩給の改定もその方向にまいりとくふうに考えます。したがいまして、公務員関係の共済年金につきましては、もさらりに引き上げることは可能にならうかと思いますが、現在の状況から見ましてはなかなかむずかしい問題ではなからうかといふふうに考えておられます。

○山口(鶴委員) どうも期待に反する御答弁でござ
念であります。大蔵省といふのはそういうこと
を言わなければならぬ一つのお役所なんだらうと
思いますので、やむを得ないというような氣もす
るわけであります。しかし、それじゃ困るわけ
でして、せつから大臣も、たとえば恩給ルールの
あと追いだつたならば、十月一日実施を四月一日
実施というよくななかつこうで、さらに実施をさか
のぼらせるごとに、詰めることも可能ぢやない
かといふような考え方も漏らしておられたわけ
ですね。ですから、方針はいろいろあらうと思ふ

のです。明年は、四十六年度の物価の上昇、それから四十六年度の公務員賃金の改定というものを基準にいたしまして、そうして例の方式でもつて計算をして、それを昭和四十八年の十月一日から

実施というようなことを考へるのではないかと思うのであります。しかし、昭和四十七年の夏に予算要求をするといったましても、おおよそその時点では昭和四十七年度の公務員給与改定は確定いたしますね。これはわかるわけでしょう。しかし、昭和四十七年度消費者物価がどう動くかということが、本年の夏の段階ではまだ確定をしていないということだけは言えると思うのです。しかし、物価につきましては毎年毎年上がっているわけでありまして、大体八月ごろ、どういうカーブで上がってきた場合には年間どのくらいになるか

け最近時点まで維持するようにというお考をなつ
きましては、できるだけそいういふ方向で今後も検
討はいたしてまいりたいというふうに考えており
ます。

じのとおりに、公務員の職域保険として充実している制度でございます。したがいまして、その給付は掛け金をかけた期間に見合って支給されるというのが本来のたてまえであろうというふうに考えております。

ところで、公務員、特に国家公務員関係について申し上げますれば、昭和二十四年にいわゆる旧共済制度ができておりますので、ただいまお話をございました地方公務員との関係においてその処遇を考慮する際には、やはり、公務員としては、制度の発足した二十四年の時点についてものを考えるのが適当であるうといふうに考えておる次第でございます。

○鈴木説明員　国家公務員の共済制度ができました。たとえば、よく承知しています。いまおしゃることもお話をとてはわかります。それならば、私反論したいのですが、満・日の雇用人通算を実施をしたわけですね。これは一体いかなる考え方で政府のほうは同意をされて、実施をされたのですか。

るための地方公務員共済組合法の法改正をぜひとも次の通常国会には提案をいたしたいということを申されました。その公約が実行されて、やつと

だけ早くするということから、引き続かない期間につきましては、資格期間として考えて、年金の成熟をなるべく早めようということでたてまえを考えてまいりておることは先生よく御存じのことと存じます。

ところで、満・日のお話がいまございましたが、旧満州國等から引き揚げられました方々につきましては、敗戦という現実にかんがみましてその待遇を考慮することにいたした、その取り扱いでもございますが、その際にも、共済のたてまえ、考え方といたしまして、引き続く期間としてこの考え方といたしまして、引き続く期間としてこの待遇を考慮するといひたてまえでその処理をいたしましたが、いまして、法令の上でも引き続くということばは明確に出ておるわけでもございますが、前後一体性のある期間として考えられるもの、並びに共済のたてまえから見てこれは救い得る範囲であるという考え方から待遇をしてまいりております。したがいまして、法令の上日雇用人の通算は、そのたてまえを貢ぐとすれば、満・日雇用人の通算は、そのたてまえからはずれていることは鈴木さんもよくわかつておるわけですね。そうでしょう。ですから、いまのよくな持つて回った御答弁をされておるわけなんでありまして、共済のたてまえということはある。あるけれども、しかし、敗戦というような特殊な事情もあり、共済のたてまえからはじまぬけれども、しかし、満・日雇用人の通算はやつたといふことであります。とすれば、昭和二十四年十月一日というものを政令で切る、共済のたてまえといふこととを考えればそれは一つの考え方だと私は思うのですけれども、しかし、この厚生年金は、あれは昭和十七年だったですか、実施をされているわけであって、厚生年金に当時入つておつてずっと引き続くという状況等を考えまするならば、この雇用人の継続期間の問題については、当時厚生年金に入らうと思えば当然入つておられたのに、公務員の雇用人だから別に入つていなかつたといふことで、断続期間があつたというものについて、さかのぼつてみても、満・日の雇用人の通算といふこ

だけ早くするということから、引き続かない期間につきましては、資格期間として考えて、年金の成熟をなるべく早めようということでたてまえを考えてまいりておることは先生よく御存じのことと存じます。

が、旧満州國等から引き揚げられました方々につきましては、敗戦という現実にかんがみましてその待遇を考慮することにいたした、その取り扱いでもございますが、その際にも、共済のたてまえ、考え方といたしまして、引き続く期間としてこの考え方といたしまして、引き続く期間としてこの待遇を考慮するといひたてまえでその処理をいたしましたが、いまして、法令の上日雇用人の通算は、そのたてまえを貢ぐとすれば、満・日雇用人の通算は、そのたてまえからはずれていることは鈴木さんもよくわかつておるわけですね。そうでしょう。

とをやつたということから考えれば決しておかしくはないことから考へれば決しておかしくはないことはない、私はかよう考へるわけです。

文部省の管理局長さんにも来ておられたのでありますし、自治省の公務員部長さんもおられるからお尋ねしたいと思うのですが、大体、戦争中、それから戦後、小中学校の先生が足らなかつたわけで、ウの目タカの目でさがして、たまたまいた

ね。そして、当時校長先生がどうしたかといえば、結局、その村で女学校を卒業した者はいかないか、旧制中学を卒業した者はいかないかといふで、ウの目タカの目でさがして、たまたまいた

つとめになつて、そのまま雇用人でおる方もおるかもしれませんけれども、雇用人でなくして、現在は当然吏員として勤務されておるという方も相当あると思うのです。ところが、今度の政令でいけば、そりいだ雇用人の方の断続期間といふものは通算にならぬのじゃありませんか。鈴木さんは、そうでしょう。

当時の学校の状況を考え、あるいは当時の県の状況等を考え、いま「藍より青く」というテレビドラマをやつているのですから、ひとつああいふんあるはずですね。その方がやむを得ない事情等で一たんおやめになつて、またその後おつとめになつた。そして、助教としてその後認定講習に先生になつてもらつたというようなケースはいたしまして、現在の教諭の資格をお持ちになつて教職におつとめになつておるという方は多数おると思うのですね。それから自治省等の場合もそ

うだろうと思うのですが、たとえば旧制中学を卒業して、県下なら県下にお入りになる。これは当然雇用人ですよね。そして、いまテレビで「藍より青く」というのをやつていますが、一月一日入管が十二月一日入管に一ヵ月早まつたといふようになりますけれども、ともかく、当時は、通常のからだを持つておる者ならば徴兵があるということが当然のことです。いろいろドラマが展開しておるようありますけれども、ともかく、当時は、通常の職員につきましては、二十四年十月一日以前は恩給法が適用されておりました関係上、御指摘のよ

うなものですございましても、引き続き教育職員として任用された場合には、義務教育職員の期間は二分の一通算ということで行なわれておるわけでありまして、それに該当しないものがいま問題として御指摘の部分でござります。これにつきましては、たゞいま資料を持ち合わせておりませんところは見えないといふのが実感じではないですか。鈴木さん、そうでしょう。ですから、やはり、安嶋管理局長さんが言われたような気持ちを生かす努力といふものをぜひひともやっていただきたいものだと私は思うのです。

この点、私は、山中総務長官がおればお尋ねしたいと思ったのですが、おりませんからお尋ねすることはできませんけれども、特に、問題は沖縄ですよ。それは、沖縄が、昭和二十一年、二十二年、二十三年といふような段階では一体どういふ状況であったかということですね。当委員会のここにおいて門司先生がその点は一番お詳しいわけであります。それは、沖縄が、昭和二十一年、二十二年、二十三年といふような段階では一体どういふ状況であったかということですね。当委員会のここにおいて門司先生がその点は一番お詳しいわけであります。それにかく、一応アメリカの施政権下にあり、しかもまだ戦争直後でありますから。そういう中で、当時の沖縄といふのは非常に混乱をきわめておつたわけですね。そういう

な課題ではないかといふように考へます。

○林(忠)政府委員 中学校を卒業して県庁に入り、兵役を行つたために、当時は、御指摘のように、退職をして行つたというケースが相当多いようございます。

○鈴木説明員 ただいま文部省からお答えのございましたとおり、たてまえを考えますれば、やはり、現在考へておりますようなことが適ぞ打ち合せをしておりますけれども、いまの共済のたてまえと申しますか、それも維持しなければならないということから、今回はこういう線で話がついたということでございます。

○山口(鶴)委員 ただいま文部省からお答えのございましたとおり、たてまえを考えますれば、やはり、現在考へておりますようなことが適ぞ打ち合せをしております。

○山口(鶴)委員 それは話が逆なんであつて、自らの御苦勞に報いる道であるかないかくらいのことは、ひとつ夜静かに考えていただきたいと私は思うのです。この点、そういう状況であったが、はたして、当時戦争その他で苦労した世代の人たちの御苦勞に報いる道であるかないかくらいのことは、ひとつ夜静かに考えていただきたいと私は思うのです。この点、そういう状況であったがどうかということを文部省と自治省の方から御答弁いただきますと同時に、それに対する大蔵省としての御見解を鈴木さんから承つておきたいと思うのです。

○安嶋政府委員 実は、具体的な数字はまだいま持ち合わせておりませんが、ただいま山口先生が御指摘になりましたようなケースはあり得たかと思います。ただ、御承知のとおり、公立学校の教員につきましては、二十四年十月一日以前は恩給法が適用されておりました関係上、御指摘のよ

うなものですございましても、引き続き教育職員として任用された場合には、義務教育職員の期間は二分の一通算ということで行なわれておるわけでありまして、それに該当しないものがいま問題として御指摘の部分でござります。これにつきましては、たゞいま資料を持ち合わせておりませんところは見えないといふのが実感じではないですか。鈴木さん、そうでしょう。ですから、やはり、安嶋管理局長さんが言われたような気持ちを生かす努力といふものをぜひひともやっていただきたいものだと私は思うのです。

この点、私は、山中総務長官がおればお尋ねしたいと思ったのですが、おりませんからお尋ねすることはできませんけれども、特に、問題は沖縄ですよ。それは、沖縄が、昭和二十一年、二十二年、二十三年といふような段階では一体どういふ状況であったかということですね。当委員会のここにおいて門司先生がその点は一番お詳しいわけであります。それは、沖縄が、昭和二十一年、二十二年、二十三年といふような段階では一体どういふ状況であったかということですね。当委員会のここにおいて門司先生がその点は一番お詳しいわけであります。それにかく、一応アメリカの施政権下にあり、しかもまだ戦争直後でありますから。そういう中で、当時の沖縄といふのは非常に混乱をきわめておつたわけですね。そういう

方にはあるわけござりますから、なかなか困難なことまで県庁に入つたという人が、その後お

それから、ある程度住民サービスをするための役所というものもあったわけですね。それにつとめ公務員の諸君というもののもあった。しかし、世相が混乱し、暮らしもたいへんだったわけですか、学校の先生をやめて他の商売に移り、また戻つて学校の先生になつたとか、あるいは、公務員をやつておつたが、他の職にやむを得ない事情で移り、また公務員に戻つた、身分は国家公務員だというような方は相当おつたらうと思うのです。そういうときには、本土の場合は旧長期といふものがある。それは昭和二十四年十月一日施行になりましたということはあるでしょうが、沖縄の場合にはそうではなかつたわけでありますから、せめて沖縄については、この政令の昭和二十四年十月一日という施行日を改めて、たとえば沖縄の場合には、国政分離の日である昭和二十一年一月二十九日にするとかいうことぐらいは当然考えてしかるべきではないだらうかと、かように私は思うのですが、この点、鈴木さんいかがでござりますか。

○鈴木説明員 今回のいわゆる断続期間の取り扱いにつきましては、地方公務員の場合に、町村合併とかあるいは財政再建整備というような事情のために、本人の意思に基づかずに退職させられるというような事例が非常に多い。しかも、もしも制度が早くから発足しておつたとするならばこれには救われておつたであらうといふような事情からこの問題を検討してまいつたことは、先生よく御存じのことおりでございます。そこで、国家公務員の共済制度と地方公務員の共済制度との期間のおきといふようなことを考慮いたしまして、ただいま申し上げましたような二十四年の旧共済法ができる時点でそろえようということで、関係省と相談をいたしたわけでございます。

ところで、沖縄の問題につきましては、その際にも実態がよくわかりませんので、まず、本土の現行の制度のたてまえとしてどのような調整ができるかということで考えましたのが、ただいまお話ししがございましたとおり、特別な事情に基づいて、沖縄の問題につきましては、その際

て昭和二十四年以降に退職し、さらに一定の期間内に再就職したような人について救済の措置を考えようということをいま考えておるわけでございまして、沖縄の問題については、今後、その調査を進めた上でさらには検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口（鶴）委員 沖縄は、いろいろな事情がありますから検討するというわけですね。ひとつ、よろしく方向で検討してください。

それからまた、本土の場合におきましても、先

ほど来私もお話ししましたし、また、政府の内幕はたぶんそうではないかということで推定をいたしまして、申し上げた事情もあるやに想像されままでの、そういう点も十分ひとつ勘案されまして、本土の場合におきましても、将来これが改善について御検討いただきますように、強く要請をいたしておきたいと思います。

これもまた、ひとつ、当委員会の附帯決議その他の課題として、委員長さんに十分分配願いいただきたいと思うわけです。

それでは、これに関連してお尋ねしたいのは、PTA等に雇用されておりました職員の方々の問題であります。たとえば学校の給食婦さんといふのがありますね。現在は、その後会等でも問題になりまして、交付税の基準財政需要額の算定に

あたりまして、給食婦さんについては、標準規格の学校では何人というような形で算定をいたしておりますから、現在の学校給食に従事しております方々は、これは地方公務員であつて、そうして市町村がその給与を支弁をしておるという形になつております。

PTAがこの給食婦さんを雇用する、そうして学
校給食発足の当
時は、そういう形で基準財政需要額への算入もな
かつた。やむを得ずどうしておったかといえば、

校の給食に従事してもらおうといふよな形をやむを得ない。くどつておった時代があつたと思うのですね。そういう方が、その後、先ほど来私が申し上げたような基準財政需要額の算入にも対象になり、現在は地方公務員だということになつておる。ところ

が、このPTA雇用期間だった方が引き続いで地方公務員になつてゐるのですが、PTA雇用期間

にその制度のたてまえ等を十分検討させていただきたいと思います。

というものは当然年金の対象にはならない遺物だ
と思うのですね。しかし、年金については、掛け
金をかけているのがたてました。これは共済のた
てまえです。しかし、掛け金をかけていなかつた

○山口（鶴）委員　学校給食は文部省がお始めになつたのですから、自治省よりは文部省のほうが実態に詳しいということではないと実は困るのでやないかと思うのですが、それはいいです。それは

場合は、掛け金をかけている分だけを減らして清算をするという措置があることは、これは皆さん御存じのとおりだらうと思うのです。ですから、したがって、このPTA雇用期間につきましては

その当該町村によつて寒はいろいろな形態もあつただらうと思うのです。通算になじむよな形態もあつただらうし、なじますことが無理のよくな雇用形態もあつたかもしません。ですから、こ

も、共済の組合員期間としての通算措置をとるといふことは決してできがたいことではないのです。ないかと私は思うわけですが、この点は、自治省と文部省の御見解を承つておきたいと思います。

これはひとつ実態を御調査をいただきまして、そろ
して、階級的職員としての勤務をやつておつたが、
ただ、雇用関係が P.T.A. 雇用であつたという者に
ついては、ひとつこの年金通算の措置を講ずるよ
うに御検討いただきたい。

（林志）政府委員 謹んでこの地方財政が非常に苦しいものに新しい仕事がぐんぐんふえた時代には、確かに、御指摘のように、P.T.A.雇用でもつて学校給食の仕事に従事した方々があるということは事実でございます。ただ、現在から見て、そのときの勤務形態が、大多数の方々はいわゆる常勤的でないという感じが多いようになつておるわけでございまして、たとえば、土曜日は給食がないから出勤しなくていいとか、普通の日も食事の前後三時間か四時間にわたっていて、いわば非常勤的で員と同じ形態である場合には、たとえ、やっておる仕事が本来は公共団体がやるべき仕事であるのに新しくてもいいとか、普通の日も食事の前後三時間か四時間にわたっていて、いわば非常勤的で員と同じ形態である場合には、たとえ、やっておる

同じような趣旨で、学校に学校図書館の開催の職員がおられますね。これも学校教育法がちゃんと書いておればいいのだが、そうでもない。ただ司書教諭を置くことができるといふからこうになっている。そうすると、県や市町村で給与を支弁しない。やむなく、高等学校の P.T.A. とか、あるいは中学校の P.T.A. で雇用をして、そして常勤的に学校図書館の仕事に携わっておったといふように、うな方々もおられたと思うのですね。そういう方についても、ひとつ実情を調べて前向きに御検討いただくよう強く要請しておきたいと思います。

にたまたまそのときにPTAが雇つたということでありましても、勤務形態がそういうことであつた場合には、これを通算することはむづかしいのではないか、その辺の実態を確かめないと結論が出しにくい問題ではないか、と、かよどりに考えておる次第でござります。

時間の関係もありますからその次に進もうと思
いますが、次は短期給付の問題であります。これ
も山上総務長官がおるところで議論をすればよ
かっただと思うのですが、沖縄の問題であります。
沖縄におきましては、医療施設が非常に貧弱で
ある。現に沖縄特別措置法におきまして、本土上

○安嶋政府委員　たゞいま自治省のほうから、實態がわからなければお答えしたいということございましたが、私も、それにさらにつけ加えまして、どういうふうに判断をしていいのか、たゞいまちよつと、先生の御質問を消化してお答えするのに用意がございませんので、さらに実態並びに

本上でもかつてそういう時代がありましたが、そ
らくまでは、短期給付の場合は、現物給付では
なくて、一たんお金を払って、あとから払つた
分に対してもそのお金が戻ってくるというような、
ない介輔というような制度も実施をしなければ
ならないという状況であります。それから、沖縄に

ういう方式を現在も実施をしておったという二つ
の関係がございまして、この短期給付の掛け金が
非常に安いわけですね。千分の三十。ただし、こ
れは、ボーナスその他も全部ひくるめておりま
すから、総報酬制でありますので、本土の短期給
付とは若干方式が違います。政府管掌の国民健康
保険につきましては、従来千分の七十、今度の衆
議院を通った法案では千分の七十三ということに
なっておりますが、これは標準報酬制である。と
ころが、共済組合の短期給付については、これは
本作に対する割合であります。そういうことで
ルールが違つておるから一がいに比較はできません
んけれども、たとえば千分の三十、総報酬制。これ
を政府管掌の国民健康保険の標準報酬制に直せば
たしか千分の四十程度ではないかと思います。そ
れから、これを短期給付に直しますと、これは本
体ですから、さらにこれが千分の四十五ぐらいに
なるのですか、五十ぐらいになるのですか、そ
ういう形になるでしょう。で、これを本土の制度を
そのまま適用することになれば、民間の諸君はこ
の千分の三十、標準報酬で千分の四十程度のもの
が下分の七十三といふことになれば、非常に掛け
金が上がるといふかこうになります。また、公
務員の諸君に例をとりまして、まあ、公立学校
共済は先生方の給与が高いといふこともあるかも
しませんが、たしか、短期給付の場合、財源率
が千分の六十あるいは六十四ですか、といふこと
でありますても、従来の率から見れば高いわけで
すね。ですから、そういうことを考えますと、少
なくとも沖縄の公立学校の先生方、沖縄の市町村
の職員の方々あるいは沖縄県庁の職員の方々、こ
ういう方々の短期給付については、当然特例を設
けて低くしなければ実情に合わないし、また、自
民党さんが方々にボスターを張られましたよう
な、沖縄をあたたかく迎えようというようなボスター
をお張りになつた自由民主党の政府のもとにある

自治省、厚生省、文部省でありますから、当然、特例を設けてこれは下げるのではないかと私は推察をするのですが、これはいかがでございましょうか。

○林(忠)政府委員 御指摘のよううに、医療機関が非常に未整備であるということ、したがつて今までの受診率も低いということ、受診率が低いがために、いままでの医療費についての負担金が少なかつた。今度本土並みになれば、倍とまでは申しませんけれども、何割か上がるという事実は確かにございます。そういう意味で、何らかの経過的措置が必要であるという声も現在相当あがつておることも事実でございます。しかし、反面、今度は、従来の現金給付が現物給付になるだらうといふこともあります。それから、今回の健康保険法の改正の影響もございまして、受診率がいままでよりもさらに上がるのではないかといふ推察もされておる次第でございます。これをどうすべきかということについては、いろいろな議論が政府省内で現在ござりますけれども、まあ、地方公共務員との均衡も考えなければいけないので、方法といつしましては、政府管掌健康保険の行なうべきこととの均衡も考え、かつまた、国家公務員との均衡も考えなければいけないので、返ってきた後の受診の状況その他のデータも少しとらえた上で、さらに検討を重ねてまいりたいとこう考えて現在おります。

○山口(鶴)委員 新たにできた沖縄の市町村職員共済、これの短期給付につきましては幾らといふことにいたしましたか。

○佐野説明員 これは、短期給付のほうは千分の五十、それから補祉の財源率として別に千分の五、合わせて短期の掛け金負担金は千分の五十五でございます。

○山口(鶴)委員 市町村職員の短期給付につきましては非常に高いのがあるわけですね。これはあとでまた議論したいと思うのですが、たとえば、青森のときは千分の九十七ぐらいになつてているでしょう。とにかく、百近いものがあるわけです。そういうものがある。しかし、沖縄の場合に

は、介輔といろよろな本土にない制度もある。医療機関の充実をしていない状況の中で、千分の五十一でできる、福祉の財源を含めて千分の五十五でよろしい、こういうことになっておるわけですね。とすれば、やはり、自治省として、自治省がみずから判断できる市町村公済の短期給付については、低いものでやれるという判断をやつたわけでしょう。とすれば、もし特例を設けなければ、今度は、沖縄県庁の職員なんかは、すばり高いものを適用しなければならぬということになる。

それから、鈴木さん、今度は結局沖縄開発庁というのができた。そうすると、当然各省の国家公務員が大ぜい沖縄に行くわけですよ。短期給付を見れば、財源率はたしか千分の七十とか八〇とかいう状況でしよう。市町村職員のほうは千分の五十で間に合うのが、沖縄に行つた開発庁の国家公務員は短期給付千分の八十というようなことは非常に不均衡になるでしょう。ですから、そういうことを考へれば、当然この特例を設けて、沖縄の県庁の職員、それから沖縄の国家公務員諸君の短期給付については安くすべきだと私は思うのですよ。

それから、厚生省のほうにお尋ねいたしますが、何といいましても、政府管掌の健康保険法がいわば母法であつて、これが中心なのであって、沖縄の民間の諸君のことを考へれば、本七では当然料率が千分の七十三になるということになつても、沖縄は暫定的に、たとえば千分の四十五にするとかいうような形にしなければ実情に合わないと私は思うのです。この点を実は大蔵委員会で議論をいたしまして、あまりいい御答弁をいただかなかつたのですが、その後、大蔵委員会では、理事会を開いて、附帯決議もつけたといふ新しい状況もあるわけですね。厚生省の方も、私が大蔵委員会でお尋ねしたものですから、大蔵省の主計局次長以下大蔵省の人が大ぜいおつたのでどうもい

答えをしにくかつたという客観的な事情はわかりますよ。そう思つて拝聴しておつたのですけれども、きょうは大蔵委員会じゃなくて地方行政委員会であつて、大蔵省は鈴木さんしかおらぬ。それから、大蔵委員会では附帯決議をつけたという新しい客観的な事情もあるのですから、ここでは政府管掌健康保険について、沖縄については特例措置を設けるつもりだといろくらいいの御答弁があつてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○江間政府委員 先日大蔵委員会で先生から御質問を受けまして、また、それに関連した附帯決議も出たということは私もよく存じております。その後さらいろいろとわれわれは検討を重ねておる次第でござりますが、現在の段階におきましては、先日大蔵委員会でお答えしたこととあまり違つたことを申し上げるといふところまでは来ておらぬわけでございまして、先日も申し上げましたけれども、政府管掌健康保険といいますのは、収入、支出とも、各県ごとそれぞれ実態は違うのですけれども、全国一本ブルで運営しておるという関係から見まして、例外なく全国一本の保険料率であるというたてまえになつております。

それから、先生のおっしゃるように、保険料率がいままでに比べると相当上がるということとも確かに事実でございます。これまた先日申し上げたところでござりますけれども、現金給付から現物給付に変わると、ることは、やはり、給付の質的な大きな転換を意味するものでございまして、たとえて言いますと、現物給付体制のもとである一時期に現金給付が行なわれるということになりますと、受診率の低下が非常に目に見えて違つくるということも事実でございまして、われわれの予想といたしましては、おそらく先生のおっしゃつたような医療供給体制の不備という実態は若干ござりますけれども、しかし、やはり、私たちの考えでは、相当受給率が高くなるということも予想いたしております。先生がおっしゃつたようになります、確かに医療供給体制の面については問題がございまして、これはわれわれ別の面で考えなければ

ばならないというふうには思つておりますし、保険料で考えるというよりも、むしろこれは医療行政のワクの中で十分考えてまいりたいと思っております。まあ、いざれにせよ、現在の段階では検討中でございますけれども、それほど変わっておらぬわけでござります。

○山口(鶴)委員 まあ、検討の結果の歩みをおそ
いということであって、牛の歩みのような検討
を、馬の歩みくらいに少し変えていただきまし
て、いい方向を出していただくように、また、大
蔵委員会の附帯決議の趣旨もあるわけでございま
すし、当委員会でもたぶん同じような附帯決議を
していただけるものと期待をいたしておるわけで
ございますから、そういう中で直向きな御検討を
いただくように強く要請をしておきたいと思いま
す。大蔵省の鈴木さんのほうも、大蔵委員会で附
帯決議がついたんですから、そういうあまりこだ
わらないで、ひとつ前向きに解決できますよう
に、これまた強く要請をいたしておきたいと思いま
す。

ちよらど大臣が参りましたので、早速で懇親で制が悪い、介輔というような本上にない制度もある、それを今度本土並みの短期給付の財源率を適用しますと、掛け金が非常に上がる、これくらいはせめて実情に応して特例措置を講じたらどうか、ということを実は申し上げておるわけであります。自治省のほうはその点たいへん御理解がございまして、自治省のほうできめることのできる市町村職員共済のほうは財源率千分の五十、他よりも著しく低い財源率でおきめいただいておるわけであります。が、そうすると、市町村職員のほうは掛け金が少なくて済むけれども、沖縄の県下職員は高くなる。それから沖縄に行く國家公務員の諸君、開発庁の職員が大せいおるわけですから、こういう方々が掛け金も高いということではたいへんまずいだろう、また、民間の諸君も本土と同じ政府管掌の料率千分の七十あるいは千分の七十三を適用されるのでは掛け金が非常に上がる、こ

ういうことについては、ひとつ政令で段階において十分実情に沿った措置を講じていただきたい、大蔵委員会もそういう附帯決議をつけたといふ中でひとつ判断をいただきたい、こう申してきただけであります。大臣、要するにそういうことをされながら、こまかいことはいいですか、できるだけ大蔵委員会のこの意向に沿い、あるいは本委員会でも附帯決議をつけるかと思うのですけれども、そういう意向に沿って、沖縄の諸君の短期給付の掛け金が著しく上がらぬよう努力をしようと、そういうくらいのお気持ちをぜひ持つていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○渡海国務大臣 ただいま来たところでございまして、事務当局から、この点につきましてどの程度の話し合いかが進んでおりますか、十分まだ承知いたしておりませんが、たしか、沖縄の国会のときにも非常に問題になりました、いま山口委員御指摘になりましたような趣旨で私も答弁をしていただいたと思いますので、今後とも御趣旨に沿うように努力いたしたい、かように考えます。

○山口(鶴)委員 これはぜひお願ひいたします。

それから、これまた沖縄の問題でお尋ねしたいのですが、実は、昨年の沖縄国会で、私が特に大臣にお尋ねをした問題です。沖縄にある放送局、O.H.K.、今度祖国に復帰をいたしまして、これはN.H.K.に統合されるわけですね。その場合、N.H.K.の経営委員というのがありますが、各プロック八人か九人で構成されておるようですが、これに対してもO.H.K.が、N.H.K.に統合されたということも考えて沖縄からN.H.K.の経営委員を一人ふやして経営委員に任命をするということと、政府のほうは態度をおさめになつた。しかるに、同じような意味での公立学校共済組合運営審議会の委員が十六名ですね。これまた八人、八人の構成です。それから市町村職員の場合は、市町村の場合は、これは地方職員共済組合、これまた運営審議委員は十六名ですね。これまた八人、八人の構成です。それから市町村職員の場合は、市町村

のがおるわけですね。これは各県の連合会の理事長さんが全部御出席になるわけですね。これが四十六名。今度沖縄が入りますから四十七名ということになるでしょう。これに対し、職員を代表する者が組合員から互選でもつて選ばれるようあります。現在十一人ですね。こういう状態。それを考えますと、少なくとも沖縄において公立学校の理事会のほうを代表する人、公立学校共済組合運営審議会委員を十八名にして、使用者側の代表の人も一人ふやし、それから現場の先生方の代表も一人ふやして、九人にする。それから地方職員共済の場合も、これまた九人、九人というふうに一人ふやしたらどうか。それから市町村組合連合会の組合会議員、これは沖縄県になるわけですから、四十七人になるから、そちらはいいわけあります。ですが、組合を代表する諸君が十一人、これを一人ふやして十二人というような形で、この共済組合の運営に、せっかく沖縄をあたたかく迎えようというスローガンもしいたわけでありますから、そういうことを現在の政府がおやりになりたいというお気持ちを持つておるならば、せめてそのくらいのことをやつたらどうかということを実は沖縄国会でお尋ねをいたしたわけであります。何とか検討してみようというお話だつたわけであります。何とか残念ながら、今度の法律改正辯見をいたしますと、その点が出ておりません。これはどうも非常に残念であります。何とかなりませんか。いかがでしょう。

卷之三十一

うことで、事実上は運営面において措置をすると
いうことで協議願つたと聞いておりますので、今
運営審議会委員なり組合会議員の人数はふやさな
いけれども、運営審議会が開かれる際、あるいは
連合会の組合会議が開かれる際、必ず沖縄の代表
をお呼びをして、オブザーバーとして大いに発言
をしていただいて、沖縄の事情が運営審議会なり
連合会の組合会議に反映するように措置をいたし
たいというふうに了解してよろしいわけですね。
○渡海國務大臣 そのような関係者の皆さま方と
の話し合いで措置させていただくことにしたと思
いますが、具体的な問題でもござりますので、
一応事務当局からも答弁させていただきます。
○林(忠)政府委員 そのとおりでございます。
○山口(鶴)委員 文部省にもお尋ねしたいと思う
のですが、文部省も、公立学校共済組合運営審議
会がありますね。その場合やはり沖縄の教育組
合の代表を一人出席をするように手配をする、そ
れからまた、沖縄の教育長さんが共済組合の支部
長になるでしょうから、その支部長にも御出席を
いただくよう手配をするという形で、沖縄現
地の実情が十分に公立学校共済組合の審議に反映す
るよう、文部省においても責任をもって措置す
る、かように了解してよろしくございますね。
○安鷲政府委員 そのとおり準備を進めておりま
して、公立共済の運営は年二回ということであり
ます。必要な旅費といたしまして、約三十万円用
意するよういたしております。
○山口(鶴)委員 ほんとうは法律改正して、せめ
てOHKとNHKのような状態にしていただきた
いと強く希望しておったわけありますが、残念
ながら実現をいたしません、力の足らざることこ
の反省をおわけるわけですが、沖縄の方々
の意向が各種共済組合の運営に十分反映するよう
に、今後とも十分配慮をいただくように要請をし

で御先たいと聞こます。

以上で厚生省と文部省の方はけつこうです。あとは自治省と総理府と大蔵省の方に若干お尋ねをいたします。

短期給付の問題なんですが、沖縄は千分の五十五で財源率が済むというわけですね。掛け金はしたがつて労使折半、千分の二十五で済むということなんですが、東北の市町村共済、短期給付の財源率を見ますと、千分の百をこえるものがあつた。とり後吉千五百下をしつつあるようですが、

いま聞きまししたら、青森が千分の九十七ですか、
という状況ですね。非常に高いのがあるわけなん

です。そこで、千分の九十をこえる県はどこで
あって、その率は幾らかといふことをひとつ事務
当局から示してください。その上でまた大臣にお

何いしたいと思ひますから。
○佐野説明員　高いところから申しますと、千分の百が熊本と徳島でござります。それから千分の

九十八が秋田、その次に、青森が九十七、岩手が九十六、岡山が九十六、香川が九十四、北海道が九十四といつて、百四十五と二十二で、愛媛は三十一で

○山口(鶴)委員 そういうわけで非常に高いわけござります。以上でございます。

ですね。実は、私は、野田自冶大臣のときにもこの問題をお伺いをいたしましたのですが、これは自治省限りで措置をとろうとすればできるわけですね。

ですから、たとえば、岡山、岩手あたりの千分の九十六なら九十六というものを押えて、それ以上高いものについては、その分は使用者のほうで持

ちなさい、市町村のはうで持ちなさい、その必要な経費については自治省として財源手当てを要する、二、三のうような方策としまば、一応の最高

限度を押えて、組合員の掛け金を一定以上のものはカットして下げるということは可能なわけなん

田自治大臣は、これは自治省でできるものですか
ですね。そういう質問をしたら、それについて野
ら努力をしますと言い切ったわけなんです。その
後、秋田さんにもお尋ねをいたしまして同じよう
な趣旨の御答弁をいただいておるのであります

が、実情を調べましたところ、昭和四十六年九月に省令を出して、何とか最高限度を抑えて安くし

ようと思つておられたようであります、たまたま政府管掌健康保険の料率の改正等が政府部内で問題になり、国会の問題にもなつたわけであり

ますけれども、そういう状況を見てということ
で、一応最高限度を押えて、その分は何とか措置し
よう、と、おもつた、つづき話へとくじこ

野田自治大臣の際からの自治者の公約なんですか
いまま今日に至つておるといふお話をあります

ら、これは今まで実施をされないと云うことは非常に遺憾だと私は思うのです。怠慢だと言つても差しつかえないと私は思ひますし、あえて形式ばつ

て言えば、国会会軽視ということにもなるわけであります。どうなんですか。これはひとつ勇断をふるつて、せめて最高審度を千分の九十くらいこ抑

えて、それ以上のものについては何とか措置するといふくらいのことをやつたらいいかがですか。

お約束といいますか、そういう意思を申しまして。その意思是いまも同じように持つております。

す。やめたということではございません。いま先生御指摘のとおり、たまたま健康保険の抜本改正の問題がございましたので、その成り行きを見て

いるというような実情でございますが、今度の健康保険法の改正によりまして、医療費が上がる部分と、一部負担その他で下がる部分がございます

ので、どういう影響があるかということをちょっとつかみがねておりますけれども、両方相殺いたしましてどちらも下がりますよな、ほんの少しだけ

しおかでやや一歩のではいたしかといふ想が立つ。いま事務当局のほうではじき出しますと、そういうのが出てまいります。しかし、それも、

○・一%とか、實に足りない数字でございますので、この成り行きを見た上で、この前お約束しました措置ははつきりとつていただきたいという考え方

○山口(鶴)委員 意思は持つてあるけれども実を現在も持ち続けておるわけでござりますので、御了承を願いたいと思います。

行しないということは、する気がないのと同じな

うことです。困ると思うのです。野田自治大臣から秋田自治大臣になり、自動延長で二回にわたつて秋田自治大臣がおやりになつて、それから渡海員会においてお約束をいたしましたこと、その気持ちはそのまま持つてゐるけれども実施はしないということは、これはやはり困るわけであります。ひとつ、最高限度を押えて、そのものについては措置をするということを、気持ちを持つてはだけじゃなくて、実行するということをお約束いただきたいと思うのですが、いかがですか。

○渡海國務大臣 私もどういうふうなところにこの問題の根本があるかということをいまちょっと思ひかねておるので、確かに、この問題と貞剣に取り組んで検討させていただいたこともありますし、その実情はよくわかつております。ただ、そのときに感じましたのは、いま言われましたように、掛け金から見まして非常に財源率の悪いところでは、最高限度を設けて押さるべきじゃないかといふ議論は当然でございますが、それで、どの程度を最高限度にするかということは、他の保険関係等と給付の内容が非常に違う点もあります。それらの適正化といいますか、そういうようない点で非常にむずかしかったように考えておりまます。しかしながら、いま言われましたような問題は、ある程度その適正化と均衡化とをねらつて最高限度を押さるべきであるということは、これはその当時も議論になつておりました問題でございまして、当然のことであらうと思います。野田大臣、秋田大臣等が言明されましたのも、おそらくそれらの点を考慮して、し得るという自信を持つて省令作成にかかつたのではなかろうかと思います。

たまたま今日健康保険がどことも赤字のよくな姿になつておる。その根本が保険給付の単価等の問題にあるということは事実でございまして、この問題がいま審議され、解決の方向に向かつて

おりますので、いま事務当局が答へました線で、約束が果たせずにまことに申しわけないのでござりますが、そういう措置をながめまして、いかがおうになりますと、御趣旨の点におきまして解決法をいたしますということだけは、私もお約束をさせていただきたいと思います。また、しなければならないと思つておりますので、よろしく御了承賜わりたいと存じます。

○山口(鶴)委員 ゼひとも実行をお願いいたします。

公務員部長、政府管掌の健康保険は、現行は千分の七十ですね。これが衆議院を通った案では千分の七十三ということになつておりますが、これは標準報酬ですから、本俸に直せば若干狂つてくると聞いますが、政府管掌健康保険の千分の七十ないし七十三を本俸に引き直した場合の財源率、それをこえるものについては最高限度を設けて押えるといふくらいは約束できるんぢやありませんか。どうですか。

○佐野説明員 いまの政府管掌健康保険の制度とこちらのほうの制度と比較いたしまして財源率をはじめとしますと、給料と標準報酬の違いで直しますと、これが八十一・七五になります。千分の七十を給料率に直しますと、千分の八十・七五でございますが、そのほかに、法定給付でこちらのほうが有利になつておる部分、それから付加給付がございます。そうしたものを取り込みますと、付加給付を従前の法定給付の百分の十で算定いたしましたのが千分の九十二でございまして、現在付加給付は百分の十五まで認めておりますので、そういたしますと、千分の九十六になります。

それから、千分の七十三で計算いたしますと……。

○山口(鶴)委員 いいです。

○山口(鶴)委員 それでは、あと若干お尋ねをしたいと思いますが、小田村審議室長さんにお尋ねいたしますけれども、公的年金制度調整連絡会議はそれぞれ御検討いただいておるようであります。全部お伺いしましても時間がたいへんですから、この中で、公務員グループにおいては一体どのような審議を今日までやつてこられましたかと。ということをひとつ御報告をいただきたいと思ひます。

○小田村政府委員 先生御存じのとおり、昨年一月に公的年金制度調整連絡会議といたしまして中

間取りまとめて行ないまして、四つのグループに分類したわけでござります。そのうちで公務員グループでござりますが、公務員グループは、国家公務員共済組合を所管いたしますところの大蔵省、それから地方公務員共済組合を所管いたします自治省、並びに公企体の各共済を所管する各省がござりますけれども、それの代表といたしまして運輸省、この三省で構成することにいたしました。この三省の中でも大蔵省が一応座長という形で審議が進められておりまして、昨年一月以来今まで五回の会合が持たれております。

○山口(鶴)委員 大蔵省も自治省もおられるわけ

です。それで、公務員グループが今まで審議を

してまいりました経過の詳細について、資料として

○山口(鶴)委員 て、当委員会のほうにぜひ御報告をいただきたいと思います。各党ともいずれも、年金スライドは

一体どうなっておるという質問がみな集中しているわけでありますから、その意味で、公務員グ

ループの審議経過の詳細を、文書で、委員会資料として提示をいただくようにお願いをしたいと思

います。

○大野委員長 承知いたしました。

○山口(鶴)委員 その上で大臣にお尋ねしたいの

ですが、実は、山中総務長官がおりますときにも

申したのですが、この問題は、藤枝さんが自治大臣でありますときに、先進国みなスライド制を実

施しているじゃないか、したがつてこれは一日も

早く実施をせよということをお尋ねいたしました

で、藤枝さんが、それじゃ三年以内に結論を出し

ました。次に、国家公務員、地方公務員、公企体職

員の各共済制度につきまして、相違点を調整する

ことの可否、それからスライド制を実施いたしま

す場合の影響等についての検討が行なわれまし

た。さらに、当面する年金額改定につきましての事

務の簡素化、これを具体的にどういう方法で行な

うか、及びその簡素化を行ないましての年金受給者への影響、こういうものにつきまして検討

が行なわれたわけでございます。

以上の検討を行ないました結果、事務の簡素化

措置につきましては一応の結論が出来ましたので、

今国会において現在御審議をいただいております

各共済組合法の改正法案にこれは織り込むことに

いたしたわけでございます。

なあ、本年度におきます年金額の改定につきましては、昨年と同様に、恩給の改定に準じて行なうということにいたしたわけでございます。

なお、公務員グループの審議の詳細につきましては、一応以上申し上げました三省が審議いたしましたので、大蔵省あるいは自治省のほうか

でお答え申し上げることが適當かと思います。

○山口(鶴)委員 大蔵省も自治省もおられるわけ

であります。このスライド制をどうするというこ

とになれば、総理府ももちろんそろであります

が、大蔵省、自治省等が、國家公務員共済、地方

公務員共済を握っている立場から、やはり大きな影響力を持っているわけであります。藤枝自治大臣とし

て、この問題について積極的な対処をいただきた

いと思うのですが、いかがですか。

○渡海国務大臣 実は、きょう閣議の際に、当委員会におきまして山中総務長官御出席の上答弁願うといふ連絡がございまして、私もよろしくお願ひ

りしておいたような次第でござります。

山中総務長官がどのよろな答弁をされましたか、私お聞きしていないのでござりますけれども、スライド制の問題は、当面するわが国の共済制度の一一番大きな問題であろうと思ひます。

何らかの形でこのようない制度を持つていかなければならぬといふ姿で、三年間にいう期限を切つ

て、藤枝大臣は御決意のほどを申されたのである

うと思いますが、同時に、これは、公務員関係のみならず、他の方面におきまして、スライド制

の問題が年金制度等につきまして問題になつてお

るような実情でございます。各個ばらばらになつております財政でござりますが、一日も早く、現

在のわが国の実情に合つた共済制度の中からスラ

イド制を持ち出す道を考えなければならぬといふ

必要性についての考え方は、私は藤枝大臣と氣持

ちは変わらないものでござります。ただ、いま申

しましたように、それだけにむずかしい問題が存

在しておるのではないかと存じますが、藤枝大臣

のお答えを念頭に置きまして、私なりに、早期実現のために全力を尽くすこととの際お誓いさせ

ていただい、答弁にかえさせていただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 あと、事務的な点を幾つかず

在職中死んでされた非公務の場合——公務の

場合は、当然地方公務員災害補償法が適用になる

わけであります。非公務の場合は、十年以上の在職者でなければ遺族年金が支給されないという

仕組みになつております。ところが、民間の厚生年金におきましては、六ヶ月以上在職をすれば、

非公務でなくなりました場合も遺族年金が支給になります。こうしたことあります。六ヶ月と十年で

はあまりにも差がひど過ぎるわけであります。

○山口(鶴)委員 これは当然十年を短縮すべきではないかと考えます。

す。この点、次の法改正においてせひとも短縮を実施していただきたい。これも塩川委員がお尋ねをしておったわけであります。当委員会も、何

回も附帯決議をつけておりますので、その附帯決議に沿つた法改正をしていただきたいと思います

が、いかがであります。

それから、最低保障ですが、十五万であります

す。これをせめて二十五万くらいに引き上げたらどうかと考えております。最低保障十五万を引き

上げる考え方いかがでありますか。

それからまた、高級公務員の方々の場合です

が、これはかつて十五万頭打ちであります。これが実情に合わぬ。そういうことをするから高級

官僚の天下り等が問題になるのだ、したがつて、十五万をもと引き上げたらどうかということを

私は実情に合わせ。そういうことをするから高級

</

者に適用したらどうかと思います。これに対する考え方をあわせてひとつお答えをいただきたいと

○林(忠)政府委員 御指摘をいただきました点、いずれも從来から懸案の問題になつておりますし、しばしば附帯決議でも御指摘をいただきまして、た点で、私たち事務当局も当然考えなければならぬ問題だと考えておるわけでございます。要するに、給付内容をよくしていくという方向の努力は、必ず、財源の問題と、もう一つは他の制度との均衡というところにぶつかりまして、一つ二つをそういう観点から洗い直し、そして協議をしてまいるわけでござりますが、いま御指摘いただきましたところの、まず、遺族年金の十年の問題、それから最低保障の問題、さらには十八万五千円頭打ちの問題、いずれもかかるべき時期に措置をしたいということとて、前向きな態度で検討いたしております次第でございます。

それから 最後の二十三年以前の問題も これらは恩給法との関係で、十五万よりもっと低い最低保障でしかないようなござりますけれども、これも同様に、これでは年金生活の方々の生活の最も低を見るにもならないという現実であることは認識いたしておりますので、これらを全部ひっくりめて前向きに検討してまいりたい、こういうふうに思っております。

○山口(鶴)委員 大蔵省いかがですか。前向きに御検討するお気持ちは変わらないでしようね。

○鈴木説明員 十年の遺族年金の問題につきましては、旧共済法時代に二十年であったというような沿革もあるわけでございますが、現在の新共済法ができます際に、共済制度全体として、どの程度の在職期間があつた者について職域として、どの程度の保障していくかという考え方方に立ってでき上がつておるのが現行制度でございます。

な沿革もあるわけでござりまするが、現在の新共済法ができます際に、共済制度全体として、どの程度の在職期間があつた者については職域として保障していくかという考え方方に立ってでき上がつておるのが現行制度でございます。

ところで、先生御指摘のとおり、現在、他の年金制度におきましては、半年とか、あるいは一年というようなものもあることは事実でございまして、実は、私どもの国家公務員共済組合審議会の

いふ遙りどころがあるわけであります。たとえば、雇用入通算の問題もそうであります。それから、額の計算の特例におきまして、雇用人の場合、雇用人相当であつた期間にあつては百分の一・一五もしくは六十分の一というものが、本土の方式では百二十分の一・一ということで、下がります。それから、すでに支給されている現給等の控除の場合であります、本土におきましては二分の一方式であります。沖縄は十分の一方式であるとか、あるいは恩給公務員相当の者の取り扱い等でありますとか、あるいは臨時職員期間の取り扱い等におきましても、沖縄からいろいろな要望も出ております。水道公社の職員の期間の通算の問題につきましては、これは自治省の御努力で解決をいたしまして感謝をいたしておりますが、いま申し上げたように、本土の制度と沖縄の制度が違つたために既得権を確保されたいという意味での要望、あるいは取り扱い方が違うために沖縄側から出ておりますところの各種の要望、こういふものにつきましてはできるだけひとつ考慮をいただきたいものだと思ってる次第であります。

ほうでも、この問題について検討すべく取り上げるようになりますので、その結果等も考慮しながら今後検討を進めてまいりたいとうふうに考えております。

なお、最低保障の問題につきましては、他の年金制度、恩給等との関係から、現在、共済制度についても最低保障ができるわけでございますが、これも、今後とも他の制度との関連を考慮しながら検討を当然進めていかなければいけないというふうに考えております。

もう一点、最高限度の問題につきましては、過去十一万を十五万に引き上げ、昨年、先生御存じのとおり十八万五千円に引き上げてまいったわけですが、ざいますするが、今後とも、公務員給与の実態を考慮しながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口（鶴）委員 最後に二点お尋ねしたいと思ふのですが、沖縄の共済の制度と本土の制度とどちら

と、当然、この場合は厚生年金のほうに普通だつたら行くわけですか、一たん厚生年金へ行つてしまつてからこちらへ移せと言つと、また、住宅供給公社と同じように厚生省のほうが盛んにターメームをつけるということであつてはまずいと私は思うのです。したがつて、この際、法律を改正いたしまして、住宅供給公社と同様に土地開発公社の職員についても、これは地方職員共済でくくつてしまつということにしたほうが自治省としてもいいんではないか、かように私は思うわけであります、この点事務当局の御見解はいかがですか。

○林(忠)政府委員 まず、前段の、沖縄の復帰に伴いまして、沖縄の従来の共済法によつて、本土とのいろいろな点で、有利な面、違う面で、ことに有利な面も相当あるものでござります。これについての扱いは、本土の他の組合員との均衡があまりにもそれなくなる、あるいは本土の他のこの種の制度に影響を及ぼすという点考慮いたしまして、原則といいたしましては、本土に返りましたならば本土並みになつていただきといふ原則で貫

それに対する御見解を承りたい。

それからさらに、今度当委員会に公有地拡大推進法案が提案をされました。衆議院を通りまして、本日参議院の地方行政委員会で可決をされたと承っておりますわけですが、当然、今国会でこの法案が成立をすると思います。そうしますと、土地開発公社というものが公法人として設立をされるわけですね。各自治体から出向する方もおありだと思うのですが、公社自体の職員といふものも当然これから採用になる可能性はあると思いまます。そういたしますと、さきに住宅供給公社の場合、わざわざ法律を改正いたしまして、地方職員共済でくくつたわけですね。その際に、厚生省の側から相当クレームがついた。しかし、そういう中で法改正をすることによって住宅供給公社の職員の要望にこたえることができたという経過がございました。今度の場合、一たんできてしまつて、土地開発公社の職員が採用される。そうする

公社につきましては、すでに昨年解決をいたしました。昨年解決をいたしましたについては、厚生省とたいへんな折衝をいたしまして、これが最後だぞと言わんばかりの約束の上で解決をしたいきさつもありございます。さりとて、今度できました土地開発公社は、仕事の性質で言えば、住宅供給公社と同じような、本来公共団体がすべき仕事を、肩がわりといふか、代行してやるような、いわゆる公の性質の非常に強い性格のものでござりますから、当然この職員は同じに扱うべきだという議論が起るのは当然だと思っております。こちらのほうにまとまれば、こちらのほうとして、確かに都合がいいことは御指摘のとおりでございますが、厚生省としては、厚生年金の基礎という問題で、やはりこれについては相当議論があると思つておりますので、土地及び住宅についても、問題が起きましてから実は数年を費やしてやっと解決した状況でございますが、今度できました土地開発公社については、さつそくそういう努力はいたしたいと思いますけれども、従来のいきさつからして、話をつけるまでになかなか困難が伴う、時間がかかるということを考えられる次第でございました。

ております。ただ、既得権の保障という意味で、もちろん、復帰前に退職されました方は、復帰前の給付がなされるのは当然でございますが、復帰後も、三年間に限つて、退職をされた方に対する給付は、もし復帰の前日に退職したならば、そのほうが有利であるという場合はそれを保障することとして措置をすることにいたしております。向こうの制度、それから向こうの中においても、公立学校職員の制度と一般の公務員の制度との間の相違その他がありますて、調整をとるのが非常にむずかしかったということで、いま申しましたような措置をとることにいたしましたので、これは御了承いただきたいと思っております。

それから、土地開発公社につきましては、その問題については、山口先生は從来のいきさつを十分御承知の上でお聞きになつていらっしゃると思ふのでござりますけれども、道路公社と住宅供給公社につきましてはすでに昨年解決をいたしま

ますが、私たちのほうとしては、その努力を惜しむものではないということをお約束いたしました。

○山口(鶴)委員 この点は、こし思つて、国会で、この共済組合法の審議の際に修正してしまつたらどうかと私は思つたのです。いまお話しのありましたように、住宅供給公社、地方道路公社は、自治体の職員と全く同じような仕事をして

いるわけですね。しかも、出向している職員も多いわけですから、そういう出向している職員と公社本來の職員との間に共済の関係で著しく差があるということでは非常に問題があるだらうと思うのです。ところが、厚生省のほうは、やはりなわ張り根性がありまして、うちの厚生年金のほうのものをやら共済で持つていくのはけしからぬと言つてます。ですから、政府提案でこの問題を来年度なら来年度についてまとめるといつても、非常に苦勞が要るだらうと私は思つてます。しかも、住宅供給公社と地方道路公社をくるときには、これが最後だということを念を押されておる事情があるということを考えれば、与党である自由民主党の方々さえ決意をするならば、思つてこの国会で修正をするといふうにしておけば、これは一番問題なく片づくのじやないかといふ気が私はいたすのであります。この点は、当委員会の理事会等のお話し合いの際に十分念頭に置かれて対処をいたくことを特にお願いをいたしておきたいと思います。

○渡海国務大臣 力強い御鞭撻をいただきまして、まことにありがたいのでござります。私、事務当局との連絡もなしに立ち上がりまして、答弁いたしまして、いかがとも思ひますが、従来、このような問題等につきまして、厚生省等とも折衝してまいりました一人でもございますので、その間の事情等につきまして、私も、いま事務当局から答弁させていただきましたように、この問題解決は当然のことだと思います。将来、兩省間で、いろいろの問題で關係する面も相當多いと思ひますので、円滑なる事務折衝という点も顧慮しなければならない点もあるのじやないかと思いま

すから、ちょっと検討させていただきまして、御趣旨のような御激励を心に秘めて努力さしてました。経過を見守つていただきたいと思つておりますので、一言だけひとつ……。

○山口(鶴)委員 これで終わりにしようと思つたのですが、一つ忘れておつたので、恐縮ですが、それを質問して終わります。

宇都宮、秋田あるいは大阪等の市におきまして、四十一ばかりですが、この短期給付を健保でやつてある団体があるようですね。そうなりますと、これらの団体の福祉事業は、他の自治体の福祉事業と違つて非常に制約があるようになります。これについては、組合会の定款で福祉事業ができるというふうに書けば、共済の長期組合においても福祉事業が他の団体と相違なくできるといふうに、何とかならぬものでありますか。聞くところによりますと、四十もの市においてこういふところがあるそなうでありますと、これらの点を考慮することも必要ではないかと思うわけでありまして、この点について最後に御答弁を求めておきたいと思います。

まさに、立つたついでありますから申し上げておきますが、以上、私が指摘をいたしました年金のスライド制の問題、それから、改定方式におけるべきは、拡え置き期間二年半をせめて一年さらには短縮をする問題、雇用人通算を行ないます場合、昭和二十四年十月一日という制限でなしに、

特に沖縄については十分配慮をいただきたい、また、本土におきましても将来これが改善に努力をされたいという問題、短期給付における沖縄の特例の問題、それから、市町村共済で、特に短期給付の財源率が著しく高くて、組合員の掛け金が非常に高いといふものについて、上限を設けて軽減の措置を講ずるという問題、それから、在職中の死亡に関する、十年を短縮をするという問題、さらには十五万円が適用になつていいものについて、

最低限度十五万円を適用するという問題、沖縄の既得権を配慮する問題、さらに、土地開発公社の

職員の扱い等につきましては、質疑応答につきましても、委員長にも十分お聞きいたしておるわけございまして、当委員会として、附帯決議その他において十分配慮いたきたいという問題、以上のことをお願いをいたしまして、質問を終わつておきたいと思います。

○林(志)政府委員 最後の御質問の、健保組合の事業を現在やつておるために、短期給付のほうで福祉事業ができない、組合が福祉事業をできるようになるという問題につきましては、やはり、他の組合との均衡というような面から非常に困難がございまして、たびたび附帯決議もいただいておりまして、いろいろ検討しておるわけでございま

すが、向こうの健保組合の事業のうちで、向こういふうに、何とかならぬものでありますか。聞くところによると、四十もの市においてこういふところがあるそなうでありますと、これらの点を考慮することも必要ではないかと思うわけであ

ります。これについては、主管省と調整がとりまして、いろいろ検討しておるわけでございま

すが、向こうの健保組合の事業のうちで、向こういふうに、何とかならぬものでありますか。聞く

ところによると、四十もの市においてこういふところがあるそなうでありますと、これらの点を考慮することも必要ではないかと思うわけであ

ります。これについては、主管省と調整がとりまして、いろいろ検討しておるわけでございま

すが、向こうの健保組合の事業のうちで、向こういふうに、何とかならぬものでありますか。聞く

○大野委員長 次回は、明後八日本曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和四十七年六月十六日印刷

昭和四十七年六月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A